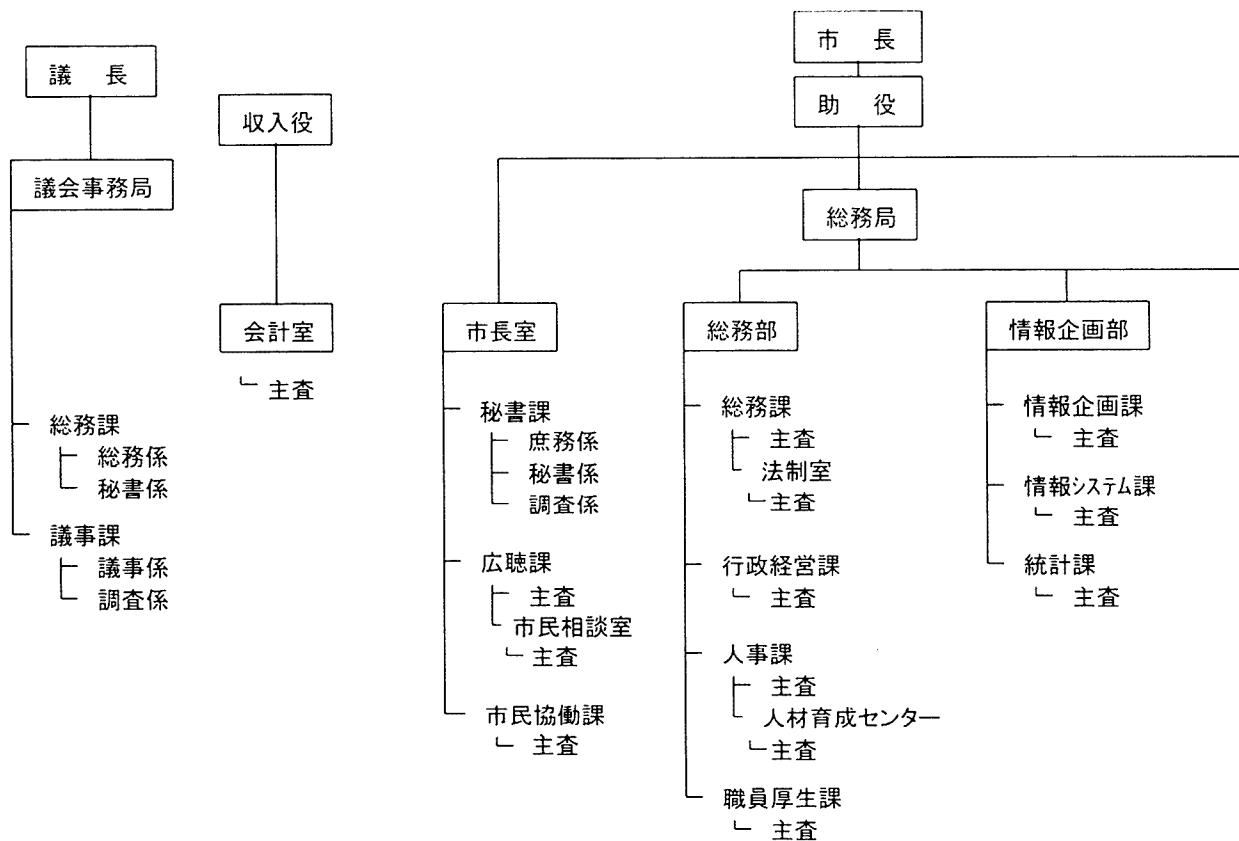


総務

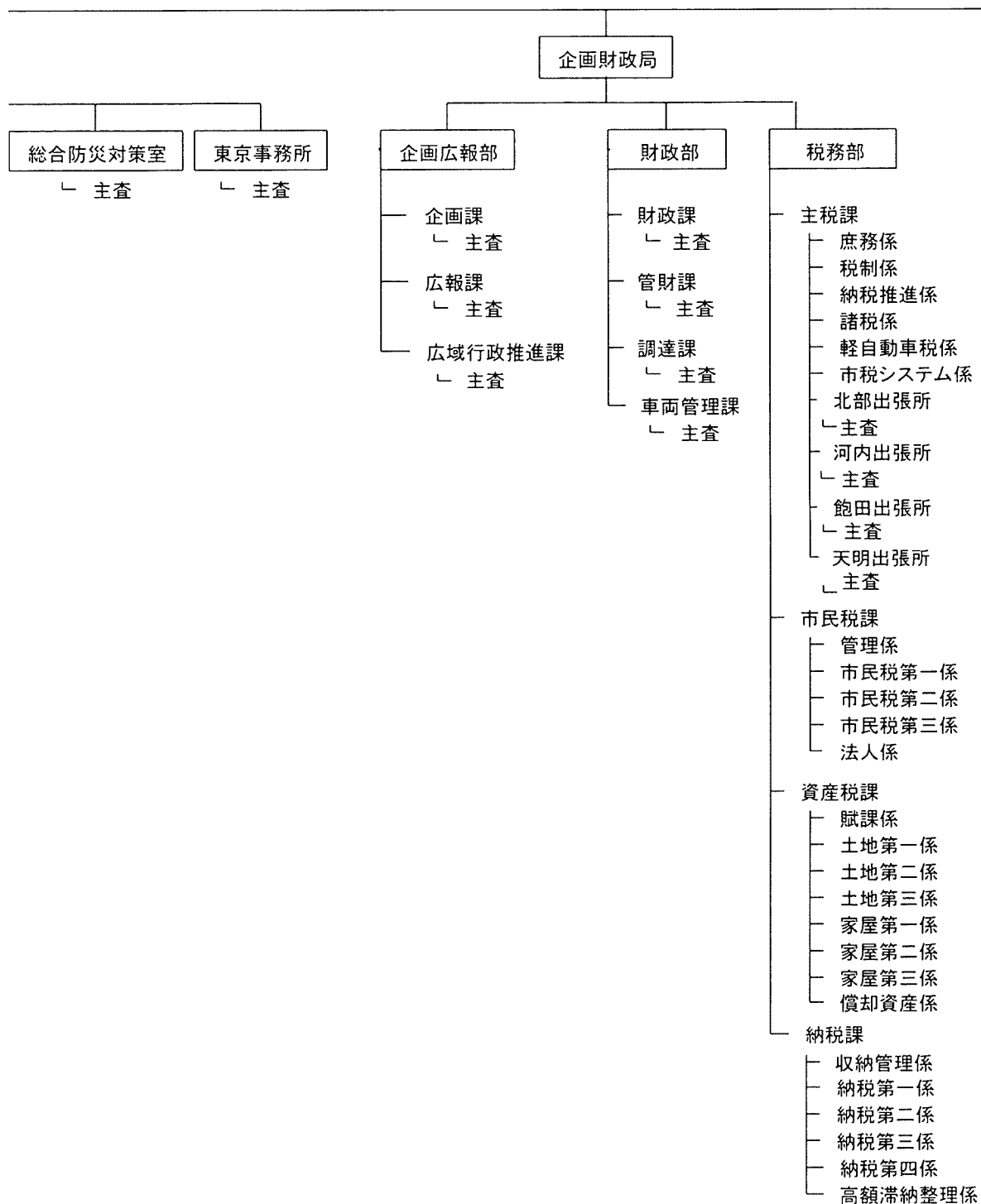
1	熊本市機構図	23
2	歴代市長	36
3	名誉市民	37
4	職員数	39
5	給与	39
6	職員研修	43
7	人事委員会	45
8	まちづくり戦略計画	47
9	行政改革	50
10	広報	51
11	広聴	53
12	市民協働	56
13	財政	57
14	市税	62
15	情報化推進	65
16	情報公開・個人情報 保護・統計	71
17	総合防災	75
18	選挙	78
19	土地開発公社	82
20	土地開発基金	82
21	市庁舎概要	83

熊 本 市 機 構 図

(平成16年4月1日現在)



総務



市民生活局

地域振興部

地域づくり推進課
└ 主査
└ 五福地域開発センター
└ 主査

地籍調査課
└ 管理係
└ 調査係

市民課
└ 庶務係
└ 戸籍係
└ 住民係
└ 証明係
└ 市民サービスコーナー

南部市民センター
└ 管理係

幸田市民センター
└ 管理係

西部市民センター
└ 管理係

秋津市民センター
└ 管理係

龍田市民センター
└ 管理係

託麻市民センター
└ 管理係

東部市民センター
└ 管理係

清水市民センター
└ 管理係

大江市民センター
└ 管理係

花園市民センター
└ 管理係

社会生活部

生活安全課
└ 主査
└ 交通安全推進室
└ 主査
└ 消費者センター
└ 主査
└ 計量検査所

男女共生推進課
└ 主査
└ 総合女性センター
└ 主査
└ 勤労婦人センター

青少年育成課
└ 主査
└ 青少年センター
└ 西原児童館
└ 中央勤労青少年ホーム
└ 北部勤労青少年ホーム

熊本世界女性スポーツ
会議開催準備室
└ 主査

文化交流部

文化振興課
└ 主査
└ 健軍文化ホール
└ 主査
└ 市民会館
└ 主査
└ 国際交流課
└ 主査

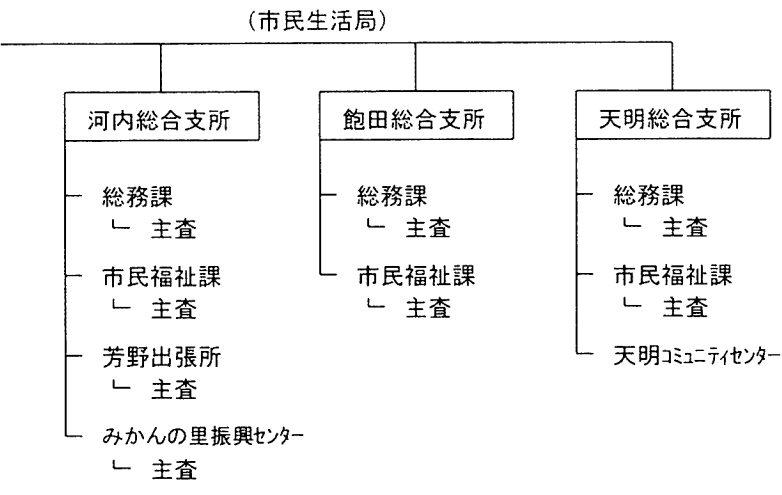
人権推進総室

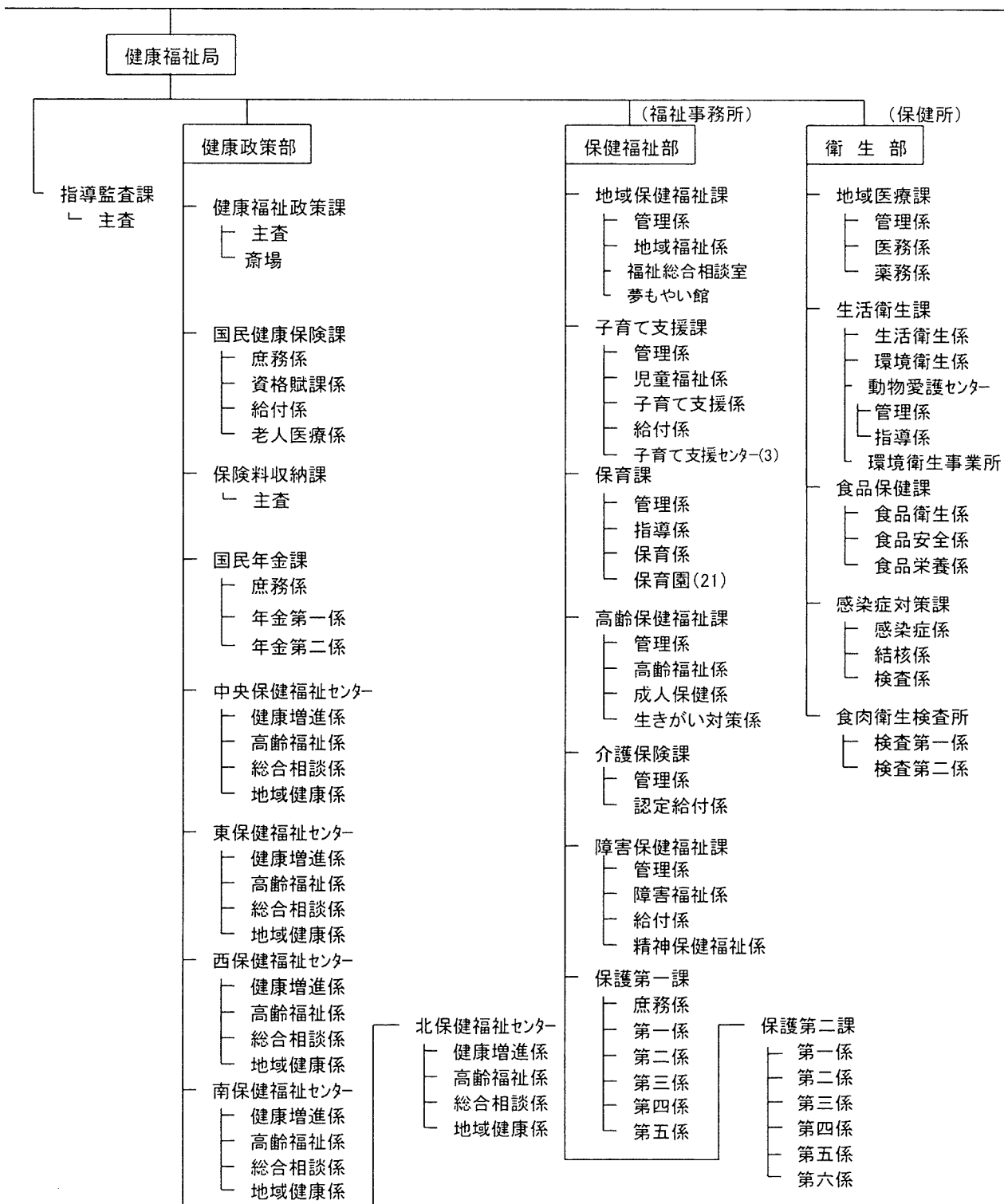
主査
└ ふれあい文化センター
└ 主査

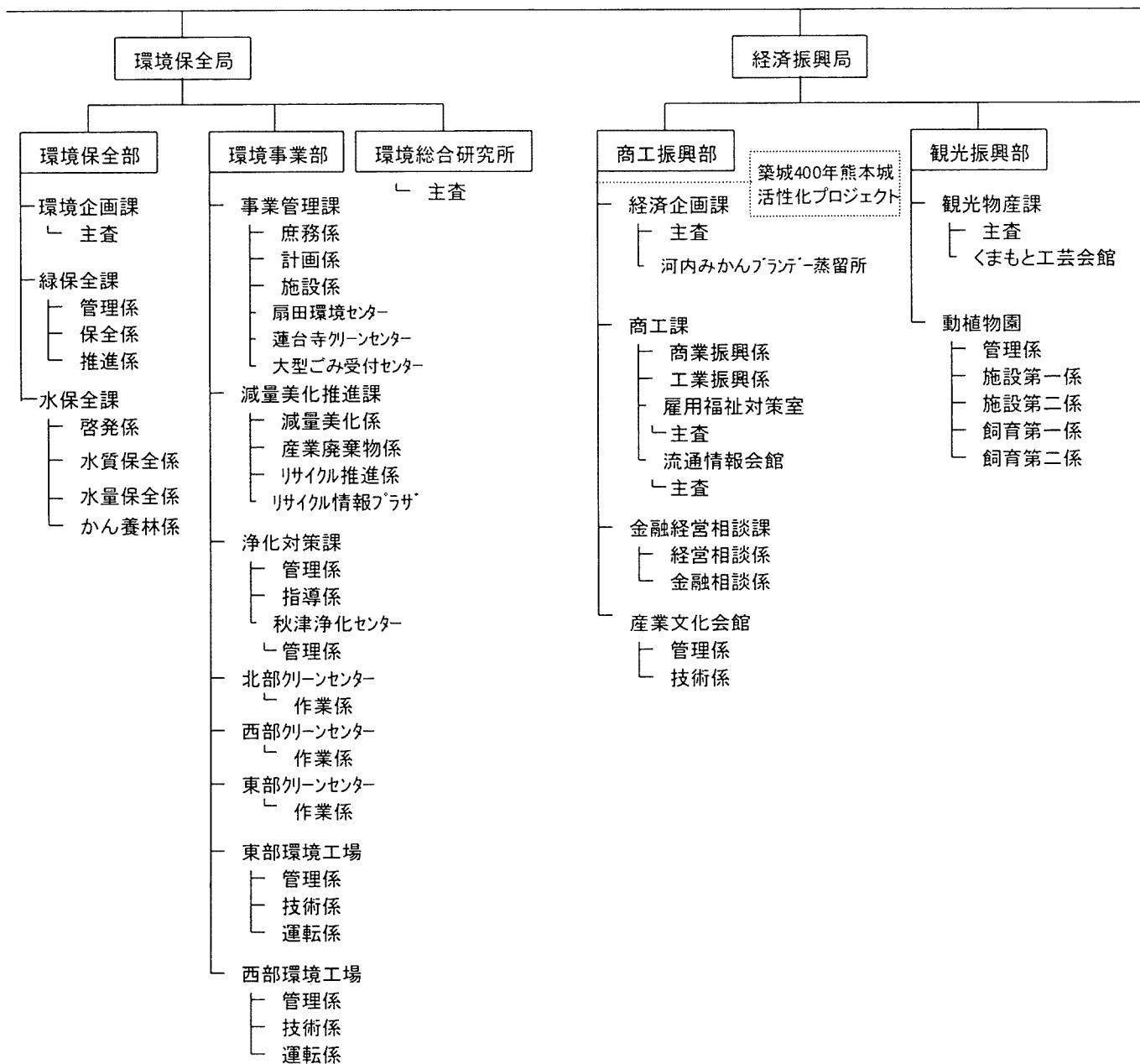
北部総合支所

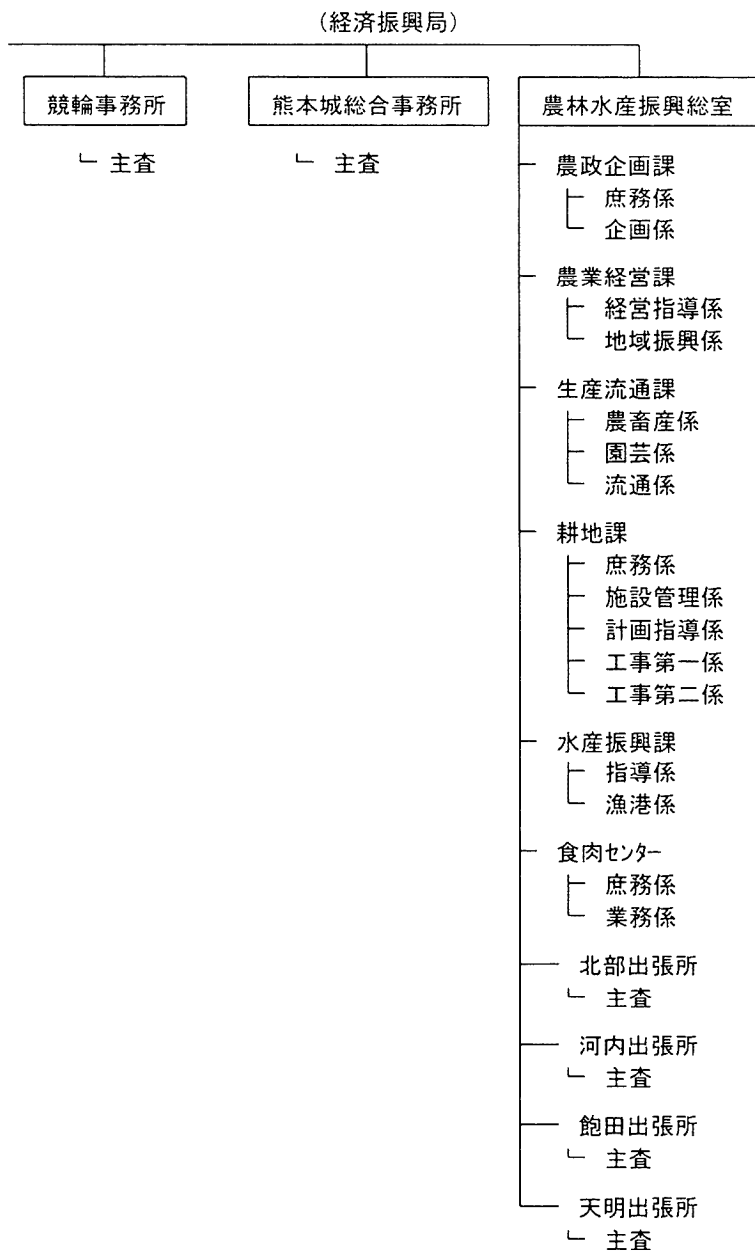
総務課
└ 主査
└ 市民福祉課
└ 主査

総務

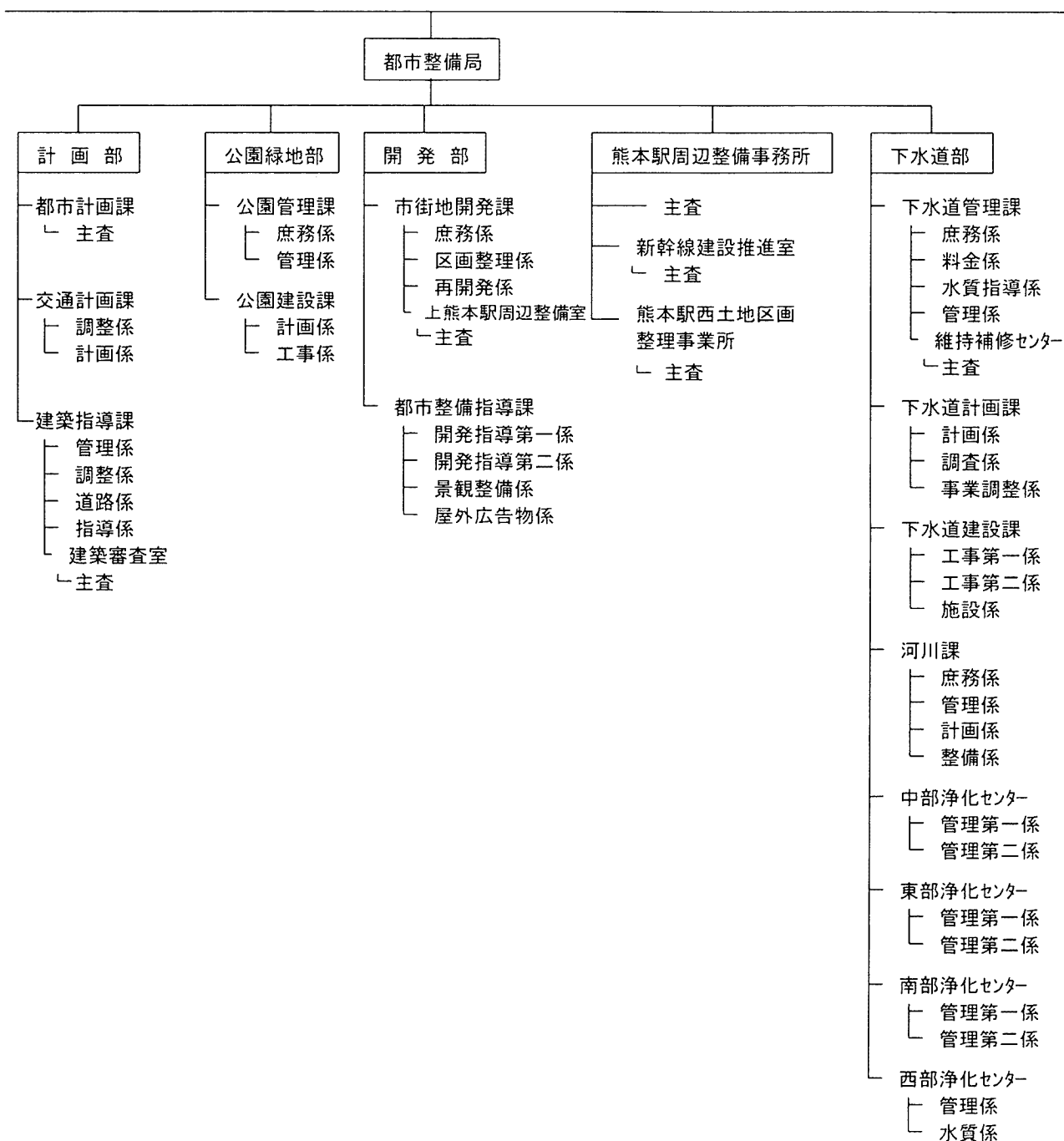


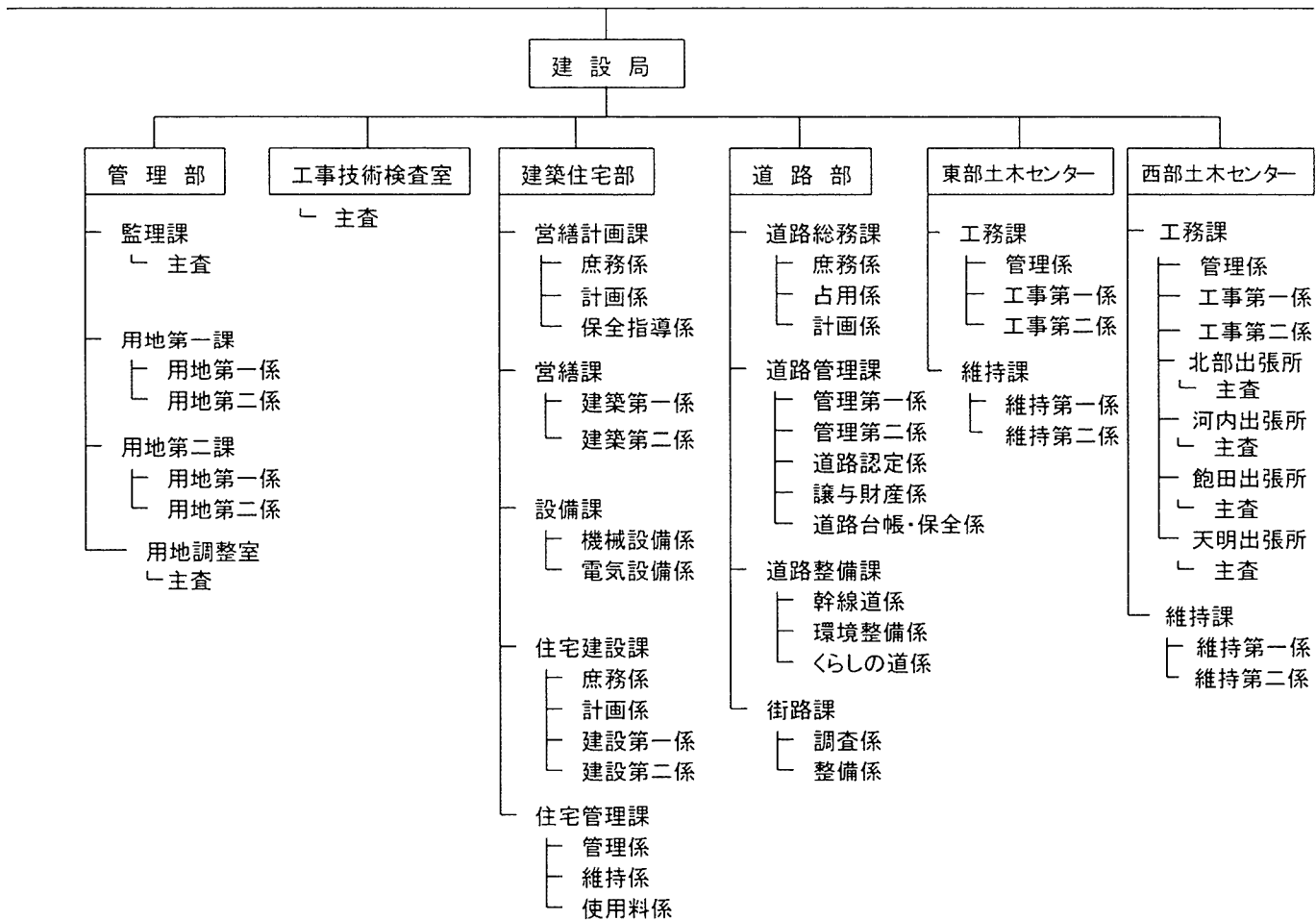






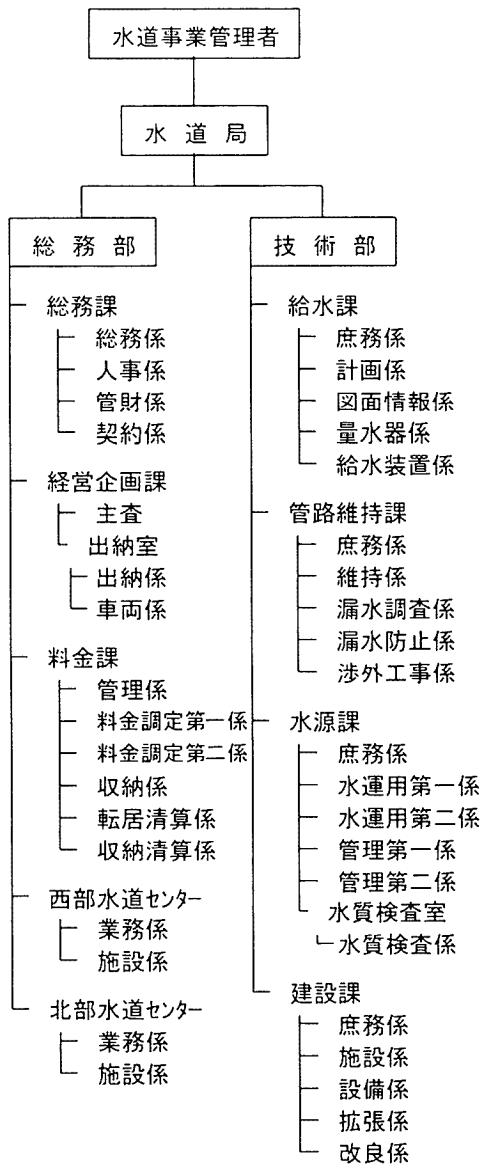
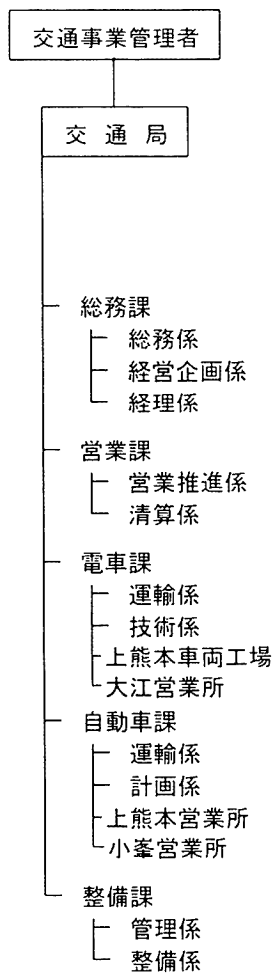
総務



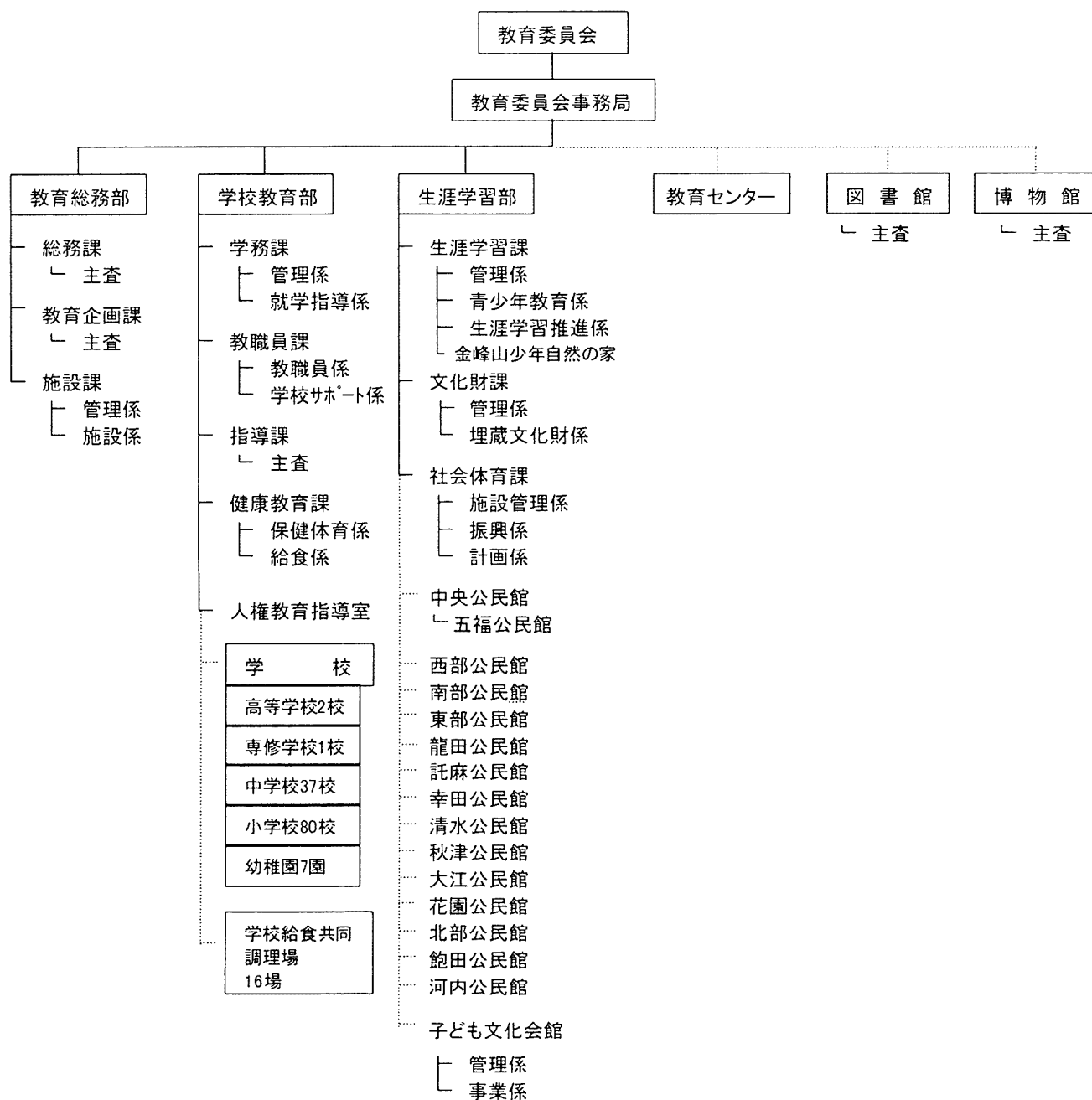


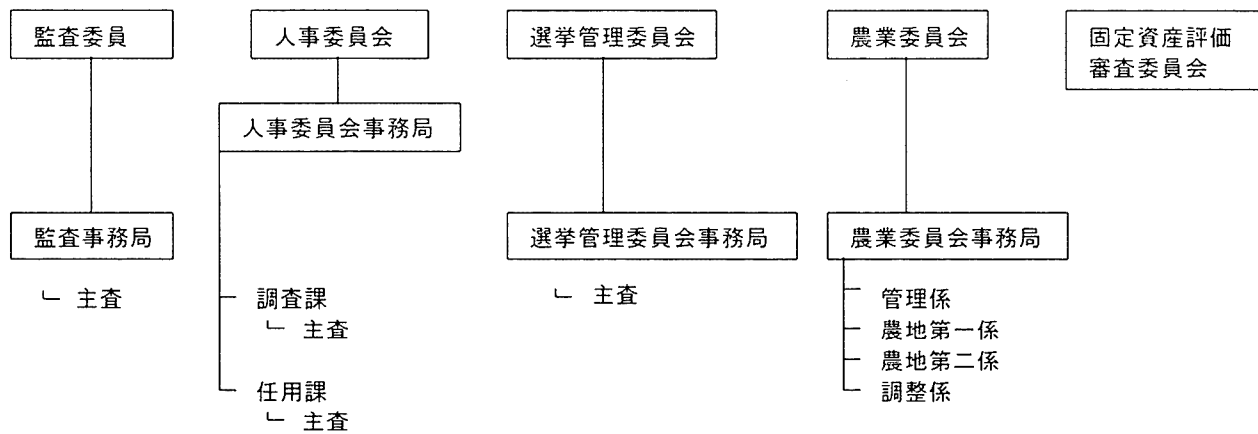
総務





総務





総務

2 歴代市長

代	氏 名	就任年月日	退任年月日	代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	杉村 大八	明22. 5. 6	明26. 7. 9	12	石坂 繁	昭20.10. 4	昭21. 3.11
2	松崎 為己	" 26. 9.15	" 30. 8. 2	13・14	福田 虎亀	" 21. 6.14	" 23. 2. 9
3	辛島 格	" 30. 9.13	大 2. 1.20	15	佐藤真佐男	" 23. 4. 7	" 27. 3. 7
4	山田 珠一	大 2. 4. 2	" 3.10.10	16	林田 正治	" 27. 3.20	" 31. 2.23
5	依田 昌兮	" 4. 1.14	" 6. 9. 3	17・18	坂口 主税	" 31. 3.16	" 38. 1. 4
6	佐柳 藤太	" 6.11.20	" 10.11.19	19・20	石坂 繁	" 38. 2.15	" 45.11.26
7	高橋 守雄	" 11. 1.19	" 14. 7.13	21～24	星子 敏雄	" 45.12.20	" 61.12. 6
8	辛島 知己	" 14. 9.14	昭 4. 7. 4	25・26	田尻 靖幹	" 61.12. 7	平 6.12. 6
9	山田 珠一	昭 5. 2. 5	" 9. 4.17	27・28	三角 保之	平 6.12. 7	" 14.12. 2
10	山隈 康	" 9. 5.14	" 17. 5.13	29	幸山 政史	" 14.12. 3	在 任 中
11	平野 龍起	" 17. 6.25	" 20. 8.10				

3 名 誉 市 民

(平16. 8. 1現在)

とくともい ちろう そほう
徳富猪一郎（蘇峰）氏（昭和30年顕彰）

文久3年1月25日生まれ。近世日本の先覚者として、また、すぐれた思想家であった。熊本在任中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その啓蒙的影響が大であった。県近代文化功労者。勲二等瑞宝章、文化勲章受章するが戦後辞退。

昭和32年11月2日逝去（94歳）

なかほし もりお
高橋守雄氏（昭和30年顕彰）

明治16年1月1日生まれ。第7代市長として、3大事業などを完遂（二十三聯隊の移転、市電、上水道の開設その他）熊本市の近代化、発展、繁栄につくし、また、教育者として、郷土教育の振興育成に活躍した。熊日社会文化賞受賞。県文化功労賞受賞。勲三等瑞宝章受章。

昭和32年5月6日逝去（74歳）

ほしかわ りたつ
細川護立氏（昭和35年顕彰）

明治16年10月21日生まれ。細川家16代当主、有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成援護につくした。さらに国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡名勝などの保存活用に貢献した。文化功労者選考審査委員。勲四等瑞宝章受章。

昭和45年11月18日逝去（87歳）

ふくだ いじゅ
福田令寿氏（昭和35年顕彰）

明治5年12月7日生まれ。医師開業のかたわら、五高、医専などで教鞭をとり、子弟の教育に専念のほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者に選ばれたほか、数々の叙勲、受賞に輝き、郷土の社会文化、福祉の向上発展につくした功績は大きい。文部大臣表彰。県近代文化功労者。勲四等旭日小綬章受章。

昭和48年8月7日逝去（100歳）

うの てつと
宇野哲人氏（昭和44年顕彰）

明治8年11月15日生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の文運の興隆に、多くの影響をあたえた。また、現在わが国における漢学関係の学究者で、直接、間接に氏の薫陶、影響を受けないものはないといっても過言ではない。県近代文化功労者。勲一等瑞宝章受章。

昭和49年2月19日逝去（98歳）

かなや まくし なんふう
堅山熊次（南風）氏（昭和44年顕彰）

明治20年9月12日生まれ。横山大観画伯などに師事、日本画に精進し、その多くの作品のうえに肥後の郷土色のにじみ出た芸術の薫りがよく生かされている。

氏のすぐれた業績は、大観画伯と並んで日本画壇の最高峰に位置し、また、郷土文化の進展に大きく貢献した。県近代文化功労者。文化功労者。文化勲章受章。勲三等旭日中綬章受章。

昭和55年12月30日逝去（93歳）

後藤祐太郎（^{ぜざん}是山）氏（昭和54年顕彰）

明治19年6月8日生まれ。熊本における文化啓蒙家として郷土史の研究、文化活動において多大の功績があった。俳句同人誌「東火」（昭和2年「かわがらし」として創刊。昭和17年に改題。）主宰をはじめ、力作「肥後文人画の研究」「肥後国誌」等の著作、「熊本市政七十年史」の編纂、「県史」「県議会史」の監修など、氏が手がけた仕事は、名利を求めず時流にもおもねらず、ひたすら自己の真実を貫くその生活態度とともに、今日高く評価されている。勲五等瑞宝章受章。県近代文化功労者。熊日社会賞受賞。

昭和61年6月4日逝去（99歳）

中村破魔子（^{ていじょ}汀女）氏（昭和54年顕彰）

明治33年4月11日生まれ。現代女流俳人の第一人者。氏の句は女性特有のこまやかな情感に裏打ちされて艶であり優であり且つ頭腦的であるところにその本領があるが、そのなかにはまた、常に変わらぬ故郷熊本を想う純情がみなぎっているのも特徴の一つである。俳誌「風花」を主宰する傍ら、「春雪」「汀女句集」「春暁」「花影」「都鳥」「薔薇粧ふ」など数々の句集をはじめ、「ふるさとの菓子」「その日の風」などの随筆集を刊行し、女性俳句の隆盛はもとより文化の振興に多大の貢献があった。勲二等瑞宝章受章。文化功労者。県近代文化功労者。

昭和63年9月20日逝去（88歳）

4 職 員 数

(平16.4.1現在)

区 分	定 数	現 員 数
市 長 事 務 部 局	4,113	4,018
議 会 事 務 局	28	27
選挙管理委員会事務局	22	17
監 査 事 務 局	17	16
教育委員会事務局及び 学校その他の教育機関	1,040	839
人 事 委 員 会 事 務 局	16	14
消 防 局	631	621
農 業 委 員 会 事 務 局	27	20
交 通 局	499	387
水 道 局	407	362
計	6,800	6,321

5 給 与

(1) 局別職員給料

(平16.4.1現在)

局 別 \ 区 分	給 料 月 額 (円)			平均年齢	平 均 勤続年数
	最 高	最 低	平 均		
市 長 事 務 部 局	625,300	142,900	348,202	41歳 6月	18年 3月
議 会 事 務 局	546,700	193,900	359,107	41 " 11 "	18 " 8 "
選挙管理委員会事務局	525,100	209,100	376,371	44 " 4 "	22 " 7 "
監 査 事 務 局	515,900	273,600	393,631	45 " 7 "	22 " 2 "
教育委員会事務局	537,000	152,700	380,451	45 " 2 "	18 " 1 "
人 事 委 員 会 事 務 局	551,400	209,100	375,014	42 " 11 "	19 " 11 "
消 防 局	520,000	152,700	345,271	40 " 4 "	19 " 5 "
農 業 委 員 会 事 務 局	520,500	256,500	394,980	46 " 11 "	23 " 7 "
交 通 局	511,200	147,700	302,526	41 " 6 "	14 " 3 "
水 道 局	546,700	142,900	352,718	41 " 11 "	20 " 0 "
全 休	625,300	142,900	350,101	41 " 11 "	18 " 3 "

(2) 初任給基準

(平16.4.1現在)

区 分	職 種	試 験		学歴免許等	初 任 給		
		正規の試験	上級職		級	号給	金 額 (円)
一 般 職 員 給 料 表	般		上級職		1	10	174,100
			初級職		1	4	142,900
	保 育 士		短 大 卒	1	6	152,700	
	獣 医 師		新 大 6 卒	1	13	193,600	
	薬 剤 師		大 学 卒	1	10	174,100	
	栄 養 士		大 学 卒	1	10	174,100	
	保 健 師		短 大 卒	1	8	163,200	
	助 産 師		大 学 卒	1	10	174,100	
	看 護 師		短 大 3 卒	1	9	168,600	
			短 大 3 卒	1	8	163,200	
			短 大 2 卒	1	7	157,900	
	診 療 放 射 線 技 師		大 学 卒	1	9	168,600	
	臨 床 検 査 技 師		短 大 3 卒	1	8	163,200	
	歯 科 衛 生 士		短 大 2 卒	1	7	157,900	
			新 高 4 卒	1	6	152,700	
	理 学 療 法 士		短 大 3 卒	1	8	163,200	
	作 業 療 法 士		短 大 3 卒	1	8	163,200	
	視 能 訓 練 士		短 大 3 卒	1	8	163,200	
	臨 床 工 学 技 士		大 学 卒	1	9	168,600	
学 芸 員	短 大 3 卒		1	8	163,200		
そ の 他		大 学 卒	1	10	174,100		
		大 学 卒	1	10	174,100		
		短 大 卒	1	6	152,700		
		高 校 卒	1	4	142,900		
		中 学 卒	1	1	129,200		
消給防 料職表 員	上 級 消 防 職	正規の試験	上級職		1	9	186,300
	初 級 消 防 職		初級職		1	3	152,700
医職給 料療 員表	医 術 科 医 師	正規の試験		博士課程修了	1	8	323,100
				新 大 6 卒	1	2	235,900
教 育 職 給 料 表 (一)	教 養 護 教 諭 員			博士課程修了	2	9	254,400
				修士課程修了	2	5	212,400
				大 学 卒	2	2	191,100
				短 大 卒	1	4	160,800
				大 学 卒	1	7	187,700
				短 大 卒	1	4	160,800
				高 校 卒	1	2	147,400
教 育 職 給 料 表 (二)	教 諭			博士課程修了	2	12	254,400
				修士課程修了	2	8	212,400
				大 学 卒	2	5	191,100
				短 大 卒	2	2	162,900
				大 学 卒	1	7	187,700
				短 大 卒	1	4	160,800
				高 校 卒	1	2	147,400

(3) 特別職の給料及び報酬

区 分	現行給料月額 (円)	適用年月日	改正前給料月額 (円)	適用年月日
市 長	1,143,000	平16.4.1	1,155,000	平15.4.1
副市長(助役)	892,000	"	902,000	"
収入役	801,000	"	810,000	"
常勤監査委員	695,000	"	702,000	"
企業管理者	707,000	"	714,000	"
教育長	707,000	"	714,000	"

区 分		現行報酬額 (円)	適用年月日	改正前報酬額 (円)	適用年月日
教育委員会	委 員 長	月 額 144,000	平16.4.1	146,000	平10.4.1
	委 委	月 額 88,000	"	89,000	"
監査委員	識見を有する者のうちから選任された監査委員(非常勤)	月 額 137,000	"	139,000	"
	市議会議員のうちから選任された監査委員	月 額 71,000	"	72,000	"
人事委員会	委 員 長	月 額 165,000	"	167,000	"
	委 委	月 額 139,000	"	140,000	"
選挙管理委員会	委 員 長	月 額 90,000	"	92,000	"
	委 委	月 額 59,000	"	60,000	"
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日 額 10,000	平4.1.1	7,000	昭61.4.1
	投票管理者(期日前投票所の投票管理者を除く)及び開票管理者	1回につき13,000	平10.6.1	11,000	平4.4.1
選 挙 長		1回につき13,000	"	11,000	"
投票立会人(期日前投票所の投票立会人を除く)開票立会人及び選挙立会人		1回につき12,000	"	10,000	"
期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者		1回につき12,000	平15.12.22		
期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人		1回につき10,000	平15.12.22		
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員		日 額 10,000	平4.1.1	7,000	昭61.4.1
農 業 委 員 会	会 長	月 額 90,000	平16.4.1	92,000	平10.4.1
	副会長、部会長及び副部会長	月 額 59,000	"	60,000	"
	部会の委員及びその他の委員	月 額 55,000	"	56,000	"
そ の 他 の 非 常 勤 の 職 員		上記に掲げる特別職の職員以外の特別職の職員に対する報酬の額は、年額報酬にあっては300,000円、月額報酬にあっては250,000円、日額報酬にあっては10,000円時間額報酬にあっては1,000円(医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要があると認めた場合は、年額報酬にあっては400,000円、月額報酬にあっては600,000円、日額報酬にあっては30,000円)を越えない範囲内で、条例及び規則で定める		平9.4.1	予算の範囲内において市長が定める額 昭63.4.1

(4) 旅 費（熊本市職員等の旅費支給に関する条例（抜すい））

（平14.10.1施行）

区 分		鉄 道 賃	船 賃	日 当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
1号	市長・助役・収入役	運賃の等級を2階級に区分する線路にあっては上級の運賃、運賃の等級を設けない線路にあってはその乗車に要する運賃及び特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には特別車両料金（特別車両料金にあっては、1号区分の適用を受ける者に限る。）	運賃の等級を3階級に区分する船舶にあっては中級の運賃、2階級に区分する船舶にあっては上級の運賃。ただし、鉄道連絡船にあっては鉄道運賃に同じ。	円 3,300	円 16,500	円 3,300
2	企業管理者・常勤の監査委員・教育長・8級及び9級の職務にある者			2,600	13,100	2,600
3	1級から7級までの職務にある者			2,200	10,900	2,200

（注）

- 1 普通急行列車、準急行列車又は特別急行列車を運行する線路による片道50km以上の旅行には鉄道賃のほかに普通急行料金、準急行料金又は特別急行料金を支給する。
- 2 船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、船賃のほかに現に支払った寝台料金を支給する。
- 3 「何級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）第3条第2項第1号に規定する一般職職員給料表による当該級の職務及び一般職職員給料表の適用を受けない者について市長が定めるこれに相当する職務をいう。

6 職 員 研 修

(1) 研修受講人員

区分	特別研修	基本研修	実務研修	内部講師養成研修	派遣研修	職場研修	自主研修	合 計
延人員	1,705	696	2,309	39	51	2,766	45	7,611

(2) 特別研修

研 修 名	対 象	回数	人 員	日 数	実施時期	内 容
条例制定等研修	係長級以下若手職員	1	9	3	7～11月	各部署における法令解釈及び要綱制定についての職場研修を行うため、内部講師としての技能を修得し、全庁的な法制執務能力を向上
政策形成能力養成研修	全 職 員	1	26	4ヶ月	5～9月	政策課題研修として構造改革特区制度を調査研究し、本市の特性や魅力を十分に生かした特区の提案を行うことで、職員の政策形成能力と資質を向上
熊本産学官交流研修	全 職 員	1	5	9ヶ月	6～2月	民間企業・大学・行政の若手の社員・研究者・職員が組織の壁を越え、企画・開発のプロセスや調査手法等を学ぶことによって、熊本の将来に寄与できる人材を育成するとともに、「これからの熊本づくり」に向けた産・学・官のパートナーシップの礎を築く
係長考課技能研修	ラインの監督者	2	35	0.5	10月	監督者の人事考課に関する知識の修得と技能の向上を図る
課長考課技能研修	ラインの管理者	2	43	1	10月	管理者の部下育成におけるコミュニケーション技術ならびに人事考課についての技能等を向上させる
救命救急講習	全 職 員	5	224	2h	10月	来庁者に応急手当ができるよう、職員の危機管理意識の高揚及び市民サービスの向上
不当要求行為等防止対策研修	係長級以上	6	1,363	0.5	7・11・12月	暴力団等による行政機関に対する不当要求行為等を防止・排除し、職員の安全と事務事業の遂行かつ円滑な執行を確保するために行政対象暴力に関する情報の提供と知識を修得

(3) 基本研修

研 修 名	対 象	回数	人 員	日 数	実施時期	内 容
新規採用職員研修	事務・技術・業務職・薬剤師等 保健師・看護師・臨床工学技師等	1 1	73 26	10 7	4・8・11月 5・8・11月	組織人・公務員としての使命を認識するとともに、業務遂行上の基本的共通知識・技能を修得し、市民の負託に応えられる職員を育成
業務職員研修	採用後14年目の業務職	2	70	1	10月	公務員としての自覚を新にするとともに、職場の中堅としての役割や責任を考え、活力ある職場づくりを促し、業務遂行の意欲を向上
3年目職員研修	採用後3年目の事務・技術職	3	64	2	6月	地方分権時代における本市職員の使命を認識するとともに、中堅職員としての視点から職場の課題を分析し、前例に因りない発想力と積極的な行動力を養う。
中堅職員研修	吏員昇任後7年目の事務・技術職	9	239	4	7・9・10月	多角的な視野を持ち、自己の立場と役割を踏まえ、前向きに自分自身をマネジメントできる職員を育成
新任作業長・主任研修	作業長・主任昇任者	1	13	1	8月	現場の責任者及び指導者としての役割を果たすために必要な知識を修得
新任係長研修	係長級昇任者	3	106	2	5月	監督者として業務遂行に必要なマネジメントの基礎的知識や部下育成のための具体的な技能を修得
新任課長補佐研修	課長補佐級昇任者	3	61	2	7・8月	課長補佐として必要な能力と行動について考え、マネジメント業務の効果的で生産的なあり方を修得
新任課長研修	課長級昇任者	2	44	2	4月	課長職として必要な機能や役割を理解するとともに課の方針を浸透するためのマネジメント機能や職場風改革の考え方を修得

(4) 実務研修

研 修 名	対 象	回数	人 員	日 数	実施時期	内 容
訟務研修	総務課法規班の指定する所属からの推薦	1	37	0.5	2月	行政に関わる訴訟の現実や認識を、判例と通して理解し、行政運営能力を向上
法令解釈研修(初級・中級)	全職員	1	1,918	初級 1 中級 2	5月	職場内指導者を養成し、全職場で法令解釈、要綱制定等の職場研修を実施
報道対応研修	課(かい)長	4	69	0.5	8月	報道機関を通じて、より効果的な情報発信をしていくための知識や手法等を修得
会計・契約事務基礎研修	各課担当者、希望者	8	285	0.5	11・12月	契約、会計事務処理の根拠など基本知識を修得し、ケアレスミス防止する

(5) 内部講師養成研修

研 修 名	対 象	回数	人員	日数	実施時期	内 容
公務員倫理研修	課長補佐級以上の職員 (局推薦)	1	25	1	10	公務員としてふさわしい態度や倫理観について認識を深め、公務員倫理に関する職場研修を行う際の指導者を養成
接遇講師養成研修	接遇リーダー	1	7	10	11～3	接遇リーダーへのアドバイザー、接遇マニュアルの研究・編集員として養成
接遇リーダー 養 成 研 修	接遇研修内部講師	1	7	5	9・11・2	新規採用職員に対して行う接遇研修の指導者として必要な知識、技能の修得及び能力の向上

(6) 派遣研修

研 修 名	場 所	人員(人)	期 間
海外派遣(課題型)	ドイツほか各国	4	7日～16日
海外派遣(滞在型)	ニュージーランド	1	34日
自治大学校派遣	東京都	3	1カ月～5カ月
国際文化アカデミー派遣	滋賀県大津市	16	3日～31日
市町村アカデミー派遣	千葉市	27	4日～10日

(7) 職場研修

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期 (月)	内 容
職場集合研修	全職場・全職員	57	2,579	1	4～3	各職場の業務に密着した研修を職場主導型で実施することにより、業務の効率化及び職場の活性化を促進する
公的機関派遣研修	専門的知識・技能が 求められる職場の職員	47	47	2～32	5～2	専門的知識・技能が求められる職員の育成を図る
先進都市派遣研修	業務職員	10	14	2～3	11～2	職務に対する意識及び職場におけるモラルの向上
その他職場派遣研修	全職場・全職員	80	126	1～7	5～3	県下11市女性職員研修その他

(8) 自主研修

研 修 名	対 象	回 数 (回)	人 員 (人)	実施時期 (月)	内 容
通 信 教 育	全職員	—	6	4～3	自ら学ぶ姿勢を持つ意欲ある職員に情報を提供することにより、自己啓発の促進を図る
ドイツ語会話研修	全職員	1	39	11～3	国際的な広い視野と識見を備えるために、その基礎となる語学能力を養う
庁内ホームページ Web KAGAYAKI	全職員	—	—	4～3	タイムリーな記事や職員研修の情報を掲載し、全職員に自己啓発意欲の浸透を図る

7 人事委員会

人事委員会は、地方公務員法第7条第2項の規定に基づき、人事行政の適正な実施を確保するため、平成6年4月1日に設置された人事機関であり、人格が高潔で人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て市長が選任する3人の委員をもって組織されている。

人事委員会は、法律及び条例の規定に基づき、人事行政に関する調査研究をはじめ、職員の採用及び昇任に係る競争試験・選考の実施、給与の報告及び勧告、職員に関する条例案に対する意見の申出、労働基準監督機関の職権行使、人事委員会規則の制定改廃並びに職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に対する不服申立ての審査などを主な業務としている。

(1) 平成15年度職員採用試験の実施状況

試験区分	職 種	申込者数 (人)	第一次 受験者数 (人) A	第一次 合格者数 (人)	第二次 受験者数 (人)	最終 合格者数 (人) B	倍率(倍) A/B
上 級 職	事 務 職	803	615	64	62	30	20.5
	技 術 職						
	土 木	71	57	6	5	3	19.0
	建 築	68	48	8	8	4	12.0
	電 気	38	30	7	7	3	10.0
	農 業	9	5	3	2	1	5.0
免許資格職 (上級職)	獣 医 師	3	2	2	2	1	2.0
	薬 剤 師	14	12	5	5	2	6.0
	保 健 師	118	97	12	12	6	16.2
	学芸員(天文)	6	5	3	3	1	5.0
初 級 職	事 務 職	428	339	66	66	33	10.3
	技 術 職						
	土 木	38	29	4	4	2	14.5
免許資格職 (中級職)	保 育 士	88	76	9	9	4	19.0
	看 護 師	156	138	51	39	25	5.5
業 務 職	業 務 職	147	112	6	6	3	37.3
消 防 職	上 級 消 防 職	261	220	10	9	5	44.0
	初 級 消 防 職						
	男 性	260	220	19	19	9	24.4
	救急救命士	28	24	8	7	4	6.0
	計	2,536	2,029	283	265	136	14.9

(2) 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、平成15年職種別民間給与実態調査をもとに、平成15年10月7日市議会議長及び市長に対して「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。

その主な概要は、次のとおりである。

ア 職員の状況（平成15年4月現在）

区 分	職 員 数	平均給与	平均年齢	平均経年数
調査対象職員	5,457人	368,201円	41歳9月	20年9月
一般行政職	2,425人	374,012円	42歳2月	20年8月

イ 民間の状況

調査対象は、市内の70事業所（企業規模100人以上、事業所規模50人以上の187事業所から抽出）

ウ 公民給与の較差（一般行政職の職員と民間の同種の従業員の給与の比較）

民 間 給 与 (A)	職 員 給 与 (B)	較 差 (A) - (B)
383,168円	387,205円	△4,037円 (△1.04%)

エ 勧告の内容

給料表については、本市における民間給与との均衡、人事院勧告及び他の地方公共団体の状況を考慮して改定すること。

諸手当については、民間の支給状況、人事院勧告及び他の地方公共団体の状況を考慮のうえ、必要な改定を行うこと。

この改定は、この勧告を実施するための条例等の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。

ただし、通勤手当の改定については、平成16年4月1日から実施すること。

なお、本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分を解消するため、所要の調整措置を講ずること。

(3) 公平審査

平成15年度には、措置要求事案及び不服申立て事案はなく、係属中の事案もない。

8 まちづくり戦略計画

本計画は、新たな時代変化の中で、現行の第5次熊本市総合計画基本計画を新たに見直し、今後5年間（計画年度平成16年度～平成20年度）の本市が進むべき方向を明確に示すとともに、その実現のための道筋を明らかにするものである。

市民と行政に共通するまちづくりの基本指針であり、それぞれの施策ごとに市民、事業者、行政の役割と責任を明確に示し、三者が協働して取り組むこととする。推進にあたって、目標の達成状況を評価検証するとともに公表し、適宜改善を加えながら進めることとする。

特に、行政においては、真に市民に信頼される市政の実現に向け、自らの改革を進めるとともに、市政の舵取り役として、市民、事業者との協働の仕組みづくりなどに積極的に取り組むものである。

（1）まちづくりの進め方

これからのまちづくりは、国に依存することなく、自らの決定と責任により進めていかなければならない。そのためには「自分達のまちは自分達がつくる」という理念の基に、市民と行政がよりよいパートナーとして、お互いの知恵を出し合う「市民協働によるまちづくり」がこれまで以上に重要となる。

市民に信頼される透明で開かれた市政を実現していくために、市民と情報を共有化し、政策形成への市民参加を推進していくとともに、積極的に市政改革を進め、より効果的・効率的な行財政運営へ転換をおこなう。また、市民協働体制の推進のために、協働で担う新しい公共づくりや、行政内部からの協働推進に取り組むこととする。

まちづくり戦略計画においては、協働のまちづくりを進めるために市民・事業者・行政の役割分担を定め、『市民協働で築く 自主自立のまちづくり』を実現することとする。

（2）基本目標と三つのターゲット

「自然と調和した 市民が主役の 活気あるくまもとの実現」を本市のまちづくりの基本目標とし、今後5年間、重点的に取り組む三つのターゲットを掲げる。

ターゲット1：良好な環境を未来へと引き継ぐまち

清れつな地下水、森の都と形容される豊かな緑は本市最大の魅力であり、財産である。しかし、都市化の進展や生活様式の多様化などにより、この良好な環境が損なわれつつある。

そのため、一人ひとりが大量生産・大量消費に支えられた社会経済システムや利便性を求める日常生活を見直し、この恵まれた環境を守り育て、次代へ引き継いでいかなければならない。

そこで、このターゲット1を実現するため、今後5年間、重点的に取り組む戦略として、

「地下水の保全」

「ごみ減量・リサイクルの推進」

「環境にやさしい交通機関の利用促進」

ターゲット2：子どもたちが健やかに成長するまち

次代を担う子どもたちは、本市の大切な宝であり、活気ある熊本市の象徴である。しかし、少子化や核家族化の進展、生活環境の多様化、地域のつながりの希薄化が進んだ結果、子どもの社会性が育ちにくくなるなど、健やかな成長への影響が懸念されている。

そのため、子どもを安心して産み育て、かつ、子どもたちが個性や能力を十分発揮し、未来への可能性を自ら切り拓くことができる環境を社会全体で築いていく必要がある。

そこで、このターゲット2を実現するため、今後5年間、重点的に取り組む戦略として、

「子育てしやすい環境づくり」

「個を育む学校教育の推進」

ターゲット3：人々が集う元気なまち

平成25年春に予定されている九州新幹線鹿児島ルートの中線開業による経済効果を最大限波及させるためには、熊本駅周辺や熊本城を中心とする都心部において、都市機能の向上と熊本らしい魅力づくりを進めることが重要である。また、観光・コンベンション（会議・大会）の振興に向けて、豊かな自然、文化遺産、特産品などの地域資源を活かした地域づくり、魅力づくりを図る必要がある。

そこで、このターゲット3を実現するため、今後5年間、重点的に取り組む戦略として、

「魅力ある熊本駅周辺のまちづくり」

「KUMAMOTO（クマモト）ブランドの確立」

（3）分野別重点プラン

それぞれの分野において、次のような基本方針に基づき、目指すまちの姿の実現に向けた今後5年間の施策展開の基本的方向や重視する取り組みを示す。

ア 一人ひとりが輝く人権尊重社会の構築

全ての人が個人として尊重される社会を築くため、学校や職場、家庭など、あらゆる機会をとらえて人権教育・啓発を推進する。

イ 心がかよいあう市民生活の創出

「自分達の住むまちは自分達でつくる」という住民の主体的なまちづくりへの取り組みを支援し、地域に誇りと愛着が持てるふれあいのあるコミュニティづくりを進める。

ウ 健やかでいきいきと暮らせる保健・福祉の充実

生涯にわたって、市民一人ひとりが、その人らしい生きがいのある生活を実現できるよう、個々人の健康づくりをはじめ、安心して子育てができ、高齢になっても、障害があっても、生きがいを持って生活できるまちづくりを地域と一体となって進める。

エ 水と緑に囲まれた良好な環境の形成

市民の共有財産であるこの豊かな自然環境を将来にわたって継承するため、自然と共生した環境負荷の少ない資源循環型社会の形成に、市民との協働により取り組む。

オ 魅力と活力あふれる産業・経済の振興

歴史文化財産や自然環境、地理的特性などを生かした観光・コンベンション（会議・大会）都市づくりや、本市固有の特産・物産品のブランド化など、KUMAMOTO（クマモト）ブランドの確立に取り組む。また地場産業の育成、安全で安心な農産物づくりを前提とした地産地消を推進する。

カ 安全で快適な都市基盤の整備

安全で快適な市民生活と活発な経済活動を支えるため、道路、住宅、公園、上下水道、河川などの生活基盤の整備を着実に進めるとともに、市民と行政が連携した防災体制の強化を図り、災害に強い都市づくりを進める。また、九州新幹線鹿児島ルートや広域道路網の整備と連携した公共交通網や都市内道路網の整備、熊本駅周辺や都心部の魅力ある都市機能の充実を図る。

キ 豊かな人間性を育む教育・文化・スポーツの振興

子どもたちが、次代を担い主体的に心豊かに生きていくことができるよう、豊かな人間性や社会性、自主性を育む学校教育の推進を図るとともに、学校、家庭、地域が連携して、社会全体で子どもたちを育てるための環境づくりを進める。すべての市民が、いつでもどこでも自由に学べる生涯学習の機会を拡充するとともに、

その成果を生活や社会の中に生かすことができる仕組みづくりに取り組む。

（４）政令指定都市を目指して

政令指定都市では、区役所が設置され、地域の実情に応じた身近な行政サービスの提供が可能となり、行政権限拡大、移譲による福祉・教育・都市問題などについての迅速かつ独自性のあるサービスの提供など行政サービスの向上が図られる。また、財源の拡充により、まちづくりの一層の推進を図ることができ、さらには、知名度アップによる地域経済の活性化が期待できる。

そこで、政令都市移行に向けて、今後次のような取り組みを進める。

- ア 熊本都市圏における将来ビジョンを描くとともに、その実現に向けた広域連携のあり方について、産・学・官・民の協働により検討する。
- イ 市政改革プランに基づくまちづくりを積極的かつ確実に推進し、行政の運営能力を高め、政令指定都市にふさわしい行政体制の整備を進める。
- ウ 市民協働の推進や住民サービス向上、及び地域の特性に応じた住民主体のまちづくりを進めるため、身近なサービス体制の整備をはじめとした都市内分権に取り組む。

9 行政改革

行政改革の取り組みは、平成7年5月熊本市行政改革推進本部を設置したことに始まり、平成8年9月の行政改革大綱及び平成9年5月の推進プログラムの策定によって本格化し、その達成を目指して取り組んできた。

また、時代の変化に対応できる行財政運営システムの確立を目指すとともに、事務事業の全般にわたって市民の視点に立った見直しを一層進めるため、平成12年10月に、行政改革大綱及び推進プログラムを改定し「更に、30億円の経費改善」と「職員6,500人体制の実現」という二つの数値目標を掲げ、全庁を挙げた取り組みを進めてきた。

さらに、市総合計画、中期財政計画、行政改革大綱を三位一体で見直すこととし、平成15年4月15日に、「市政改革本部」を設置して、全庁を挙げてその計画づくりを進め、平成16年3月に、平成20年度までの5ヵ年間で推進期間とした「行財政改革推進計画」を策定した。今後は同計画の適確な進行管理を行い、計画的・着実な実現を目指す。

(1) 経費改善への取組実績

(単位：百万円)

年 度 区 分		(第一次行革)				(第二次行革)			
		8	9	10	11	12	13	14	15
1	事務事業の見直し	83	517	1,830	2,118	329	511	1,005	1,619
	(1) 廃止・縮小・統合		5	143	204	81	83	89	96
	(2) 簡素・効率化・経費節減	83	512	1,490	1,624	242	340	744	1,336
	(3) 民間委託等の推進			197	290	6	79	149	158
	(4) その他						9	23	29
2	財政の健全化			1,040	1,677	2,079	1,273	1,959	1,599
3	人事管理制度の見直し		77	332	1,096	578	1,315	1,696	2,065
合 計		83	594	3,202	4,891	2,986	3,099	4,660	5,283

(2) 職員数の推移

(単位：人)		(第一次行革)				(第二次行革)			
年 度 区 分		8	9	10	11	12	13	14	15
職員総数①		6,741	6,732	6,702	6,612	6,544	6,458	6,407	6,364
市民数②		650,322	654,764	657,636	660,199	662,473	663,969	666,636	669,034
職員一人あたり 市民数②÷①		96.5	97.3	98.1	99.8	101.2	102.8	104.0	105.1
									106.0

10 広 報

(1) 広報組織

- ・市民の視点にたち、積極的な市政広報活動を図っている。
- ・広報報道調整担当者（政策調整審議員など）を置き、情報（各課の事業、行事など）の収集及び広報・報道対応の円滑化を図っている。

(2) 広報刊

タ イ ト ル	発行状況	発行部数	概要、 その他
市政だより	毎月1日発行	261,300部 (平成16年4月実績)	文書配布委託者を通じて各世帯に配布
点字市政だより(視覚障害者向け)	"	170部	郵送
声の市政だより(視覚障害者向け)	"	75本	郵送
拡大版市政だより(弱視者向け)	"	45部	郵送
生活便利ブック	年1回発行	20,000部	市の窓口業務や施設、制度などの紹介
予算特別広報紙	"	265,000部	市の予算・事業の紹介(市政だより折込)
施策特集広報紙	"	265,000部	市の重要施策の紹介(市政だより折込)

(3) テレビ・ラジオによる広報

	タ イ ト ル	放 送 局 ・ 時 間
テレビ 広 報	市民のひろば手取本町1番1号	RKK 毎週土曜日午前9時25分から5分間
	お元気ですか熊本市	KAB 毎月第1土曜日午前10時45分から15分間
	クローズアップくまもと	ケーブルテレビ(市民チャンネル) 毎日主に午前8時、午後1時、8時半から20分間
	おしえて!熊本市	市の重要施策をテーマとした特別広報番組(15分間)を年6回放送
	テレビスポット	市の施策や事業を適時放映

	タ イ ト ル	放 送 局 時 間
ラ ジ オ 広 報	とんでるワイド・大田黒浩一の 今日も元気！内	RKK 毎週月曜日午前9時30分前後の約2分間
	こころの扉 内	RKK 毎週土曜日午後10時30分ごろ20秒間
	毎度おなじみ 鉢盛ラジオ内	RKK 毎週金曜日午後3時30分前後の2分間
	フレッシュ・フラッシュ・くまもと	FM中九州 毎週火曜日午前8時40分から5分間
	ぶらりくまもとサド'スツ内	FM中九州 毎週金曜日ほか午前7時48分前後の約1分間
	アイ・ラブ・ウーマン	FM中九州 毎週火曜から木曜日午後0時10分から約5分間
	おはよう市政インフォメーション	熊本FM 毎週月曜から金曜日午前8時15分から15分間
	市長おでかけトークラジオ版	熊本FM おでかけトーク開催日の翌週土曜午前9時から30分間
	熊本市のよかとこ探そう "こるがー番"	熊本FM 毎週火曜日午後6時10分から20分間
	消費生活よろず相談	熊本FM 毎月最終月曜日午後2時から15分間
報	はなばたECOライフ活性化委員会	熊本FM 毎月最終火曜日午後2時から15分間
	ラジオスポット	市の施策や事業を適時放送

(4) 新聞広報

市政について市民のより広い理解を得るため、紙面を利用して適時広報

(5) インターネットホームページによる広報

市政情報を広く国内外へ向けて発信

ホームページアドレス <http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp>

(6) その他

・街角通信員制度

目 的 市民に地域の広報特派員として市の広報活動に参加してもらうことで、市政への親しみや理解を得ると共に市民参加の開かれた広報の展開を図る。

任 期 1年 定員6人

・行事予定表等の発行「月報くまもと」（毎月月末発行、毎週末更新）Cネットで配信

・「車両広報」

広報車（放送設備付）による広報

(7) 報道機関（市政記者クラブ）を通してのパブリシティ活動

市長記者会見（月に1回程度）

記者レクチャー（関係部局長などによる記者説明）

資料提供（報道資料配布 年間1,000件程度）

※記者クラブ加入社（13社）

熊日・朝日・毎日・読売・西日本・日本経済・NHK・RKK・TKU・KKT・KAB

時事通信・共同通信

1.1 広聴

市民協働のまちづくりを推進するため、さらに市民への市政の理解を深め、市民の意見を可能な限り、市政へ反映させるため、積極的に広聴業務を展開している。また、市民の日常生活の困りごとや悩みごと相談、法律・税務などの専門分野の相談業務を実施している。

（1）広聴業務

ア まちづくりトーク

市長が月2回程度（議会月を除く）庁舎内で、本市のまちづくりについて、直接市民と意見交換を行う。

イ おでかけトーク

市長が月1回程度（議会月を除く）地域に出向き、市政運営について語り、理解を深めるとともに、直接地域の市民と意見交換を行う。

ウ ゆめトーク

本市が重点的に取り組む特定のテーマについて、NPOやボランティア団体等これまで活動してきた団体の集会、会合に市長が出向き、意見交換（ゆめを語り合い）を行う。

エ 市長への手紙

提案や要望、熊本市の将来像などについて手紙形式で市長へ提案してもらい、市の考え方を文書にて回答する。

オ わたしの提言

インターネット、FAX通信を活用し、迅速、広範な市政への提案、要望等を市内外から受け、回答を行う。

カ パブリック・コメント制度

本市の行政計画や条例等の政策立案の過程において、決定前である素案の段階から公表し、その上で、市民の多様な意見を募集し、提出された意見を可能な限り当該計画等に反映させていく。

（2）相談業務

市政に関する様々な相談、要望、苦情を関係部局と連携し処理する「市政相談」、日常生活における民事関係を対象とした「一般相談」、法令等に関連した事例を専門的立場から助言する「特別相談」の三種類の相談業務を行っている。

（3）庁内案内

総合案内・庁舎見学

市庁舎を訪れる多くの人へ、庁舎内の配置や各課の仕事内容を案内するほか、市の行事案内や各種募集要項の配布を行う。また、主に小学生の社会見学等の一環として、市庁舎や議場内の案内を行っている。

① まちづくりトーク開催実績

平成15年度			
申込件数	55件		
	個人	26件	26人
	団体	29件	118人
	合計	55件	144人
(懇談分)	46件		
	個人	21件	21人
	団体	25件	101人
	合計	46件	122人
(文書回答分)	8件		
	個人	4件	4人
	団体	4件	17人
	合計	8件	21人

② おでかけトーク開催実績

No.	地 域	申込者数	参加者数（人）	トーク人数	文書提案・回答人数等	意見交換件数
1	東 部	152	103	13	8	21
2	花 園	113	79	11	4	15
3	天 明	120	93	9	1	10
4	龍 田	143	115	6	3	9
5	北 部	80	79	13	0	13
6	五 福	98	90	9	5	14
15年度計		706	559	61	21	82

※申込者数には当日直接出席者を含まず。

※文書回答等にはトーク者の文書回答件数含まず。

③ 本市に寄せられた意見、提案等の件数

- ・市長への手紙 <平成14年度 232件><平成15年度 479件>
- ・わたしの提言 <平成14年度 345件><平成15年度 690件>
- ・市民の声 <平成14年度 94件><平成15年度 129件>

④ パブリックコメント制度による意見募集実績

	案件名	意見募集結果
平成14年度	第4次熊本地域保健医療計画（素案）の策定に関するパブリックコメント	10件（2人）
	熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）の策定に関するパブリックコメント	96件（31人）
	熊本市文化振興計画（素案）の策定に関するパブリックコメント	62件（17人）
	熊本市障害者プラン（素案）の策定に関するパブリックコメント	201件（49人）
平成15年度	「白地地域の建築形態規制」に関するパブリックコメント	特になし
	熊本市地下水量保全プラン（素案）に関するパブリックコメント	81件（19人）
	まちづくり戦略計画・行財政改革推進計画（素案）に関するパブリックコメント	933件（470人）
	熊本市地域新エネルギービジョン（素案）に関するパブリックコメント	58件（22人）
	熊本市移動円滑化基本構想（素案）に関するパブリックコメント	50件（16人）
	熊本市ごみ減量・リサイクル推進基本計画（素案）に関するパブリックコメント	48件（18人）

⑤ 一般相談の内容と件数

相談種目	曜日・時間	担当	相談内容	相談件数				
				11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
一般相談	月～金 8:30～17:15	市職員	家庭・相隣・生活問題など	5,423	6,239	4,834	5,700	7,554

⑥ 特別相談の内容と件数

相談種目	曜日・時間	担当	相談内容	相談件数				
				11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
税務相談	月 13:00～16:00	税理士	所得税・相続税・贈与税など	184	170	154	163	148
人権相談	火 13:00～16:00	人権擁護 委員	名誉の侵害・家庭問題など	85	69	90	104	181
相続・登記 相談	木 13:00～16:00	司法書士	相続・土地・建物登記など	476	537	567	671	754
法律相談	月・水・金及び第4火 13:00～16:00	弁護士	民事・法的解釈を必要とするものなど	1,191	1,183	1,162	1,232	1,234
サラ金相談	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00	専門相談員	サラ金に関することなど	1,557	1,396	1,555	1,736	1,645
民事介入 暴力相談	月 9:00～12:00	熊本県暴力 追放協議会	民事介入暴力に関すること	60	58	50	53	55

(注) 法律相談は予約制(8名)、相談日当日の午前8時30分から市民相談室で電話にて予約受付。

1 2 市民協働

市民と行政とが、共通の課題や目的に対し協力して取り組み、地方分権社会に対応した自主自立のまちづくりを推進する。

また、市民と行政とが一体となって互いに助け合い共に支え合うまちの実現を図るため、ボランティア活動の促進を図っている。

(1) ボランティア活動推進事業

熊本市ボランティア活動推進コーナーをくまもと阪神8階に設置し、市庁舎1階ボランティア活動推進コーナーと共に、下記の事業を実施している。

- ・ 情報収集・提供

ボランティアの募集、ボランティア養成講座の開催など、ボランティア活動に関する情報を収集し、提供する。

- ・ 登録・紹介

ボランティア活動をしたい人やグループを登録し、必要とする施設や団体などに紹介する。

- ・ 相談

ボランティア活動に関心のある人や実際にしたい人の相談、ボランティア活動を必要とする施設、団体などの相談に応じる。

- ・ 交流の場の提供

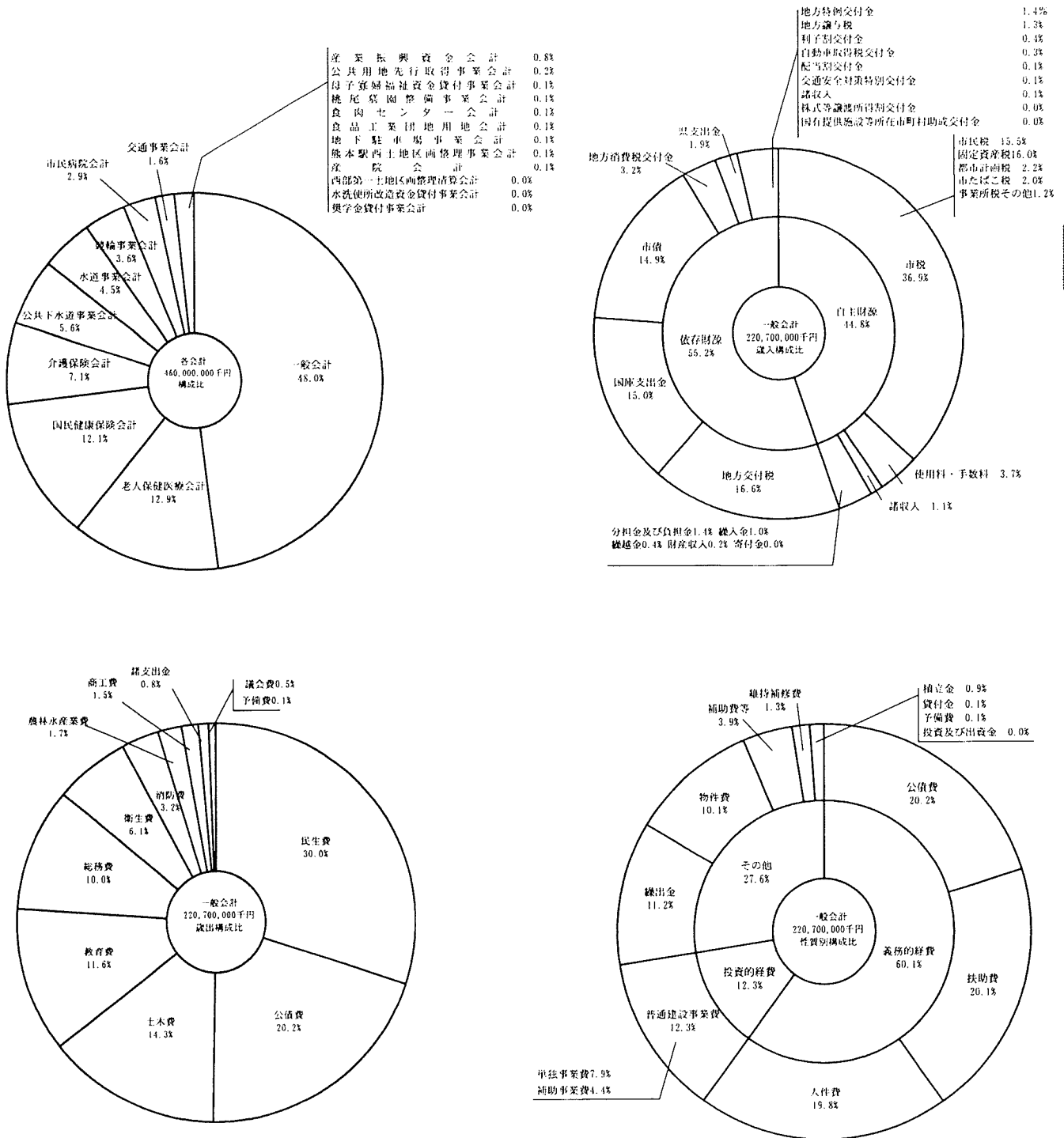
ボランティアが気軽に集い、交流・作業できる場を提供する。

(2) 市民協働推進事業

市民と行政とが、よりよいパートナーとして共通の課題や目的に対し協力して取り組み、地方分権社会に対応した個性あふれる「新しい熊本づくり」のため、市民協働によるまちづくりのルールである自治基本条例の策定などを行い、市民が主役の協働のまちづくりを推進する。

13 財 政

(1) 平成16年度当初予算図表



(2) 予算総括表

(単位:千円)

区 分 会 計 名	A		B		A - B	
	平成16年度	%	平成15年度	%	比 較	%
一 般 会 計	220,700,000	48.0	214,116,259	45.7	6,583,741	3.1
特 別 会 計	197,340,000	42.9	212,405,017	45.4	△ 15,065,017	△ 7.1
国民健康保険会計	55,710,133	12.1	60,347,000	12.9	△ 4,636,867	△ 7.7
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	221,000	0.1	221,000	0.1	0	0.0
介護保険会計	32,597,130	7.1	32,407,000	6.9	190,130	0.6
老人保健医療会計	59,185,600	12.9	59,544,760	12.7	△ 359,160	△ 0.6
桃尾墓園整備事業会計	261,200	0.1	519,600	0.1	△ 258,400	△ 49.7
食肉センター会計	578,310	0.1	582,107	0.1	△ 3,797	△ 0.7
産業振興資金会計	3,708,000	0.8	3,928,000	0.8	△ 220,000	△ 5.6
食品工業団地用地会計	381,510	0.1	97,720	0.0	283,790	290.4
競輪事業会計	16,373,128	3.6	17,696,938	3.8	△ 1,323,810	△ 7.5
地下駐車場事業会計	673,190	0.1	675,739	0.2	△ 2,549	△ 0.4
公共用地先行取得事業会計	1,085,242	0.2	5,700,660	1.2	△ 4,615,418	△ 81.0
西部第一土地区画整理事業会計		0.0	211,652	0.1	△ 211,652	皆減
西部第一土地区画整理清算会計	993	0.0	40,401	0.0	△ 39,408	△ 97.5
熊本駅西土地区画整理事業会計	541,982	0.1	3,876,504	0.8	△ 3,334,522	△ 86.0
公共下水道事業会計	25,639,353	5.6	26,168,299	5.6	△ 528,946	△ 2.0
水洗便所改造資金貸付事業会計	209,809	0.0	264,067	0.1	△ 54,258	△ 20.5
奨学金貸付事業会計	173,420	0.0	123,570	0.0	49,850	40.3
一般会計・特別会計合計	418,040,000	90.9	426,521,276	91.1	△ 8,481,276	△ 2.0
企 業 会 計	41,960,000	9.1	41,697,541	8.9	262,459	0.6
産院会計	481,133	0.1	508,482	0.1	△ 27,349	△ 5.4
市民病院会計	13,155,754	2.9	13,139,485	2.8	16,269	0.1
水道事業会計	20,756,600	4.5	20,351,372	4.4	405,228	2.0
交通事業会計	7,566,513	1.6	7,698,202	1.6	△ 131,689	△ 1.7
総 計	460,000,000	100.0	468,218,817	100.0	△ 8,218,817	△ 1.8

(注) 平成15年度当初予算は骨格予算だったので、6月補正後の予算額を示す。

(3)一般会計性質別集計表

(単位：千円)

	A	%	B	%	A - B	%
	平成16年度	構成比	平成15年度	構成比	比較	伸率
人件費	43,807,163	19.8	44,179,013	20.6	△ 371,850	△ 0.8
扶助費	44,401,168	20.1	43,070,193	20.1	1,330,975	3.1
公債費	44,535,128	20.2	36,354,087	17.0	8,181,041	22.5
義務的経費	132,743,459	60.1	123,603,293	57.7	9,140,166	7.4
普通建設(補助)	9,666,587	4.4	10,526,616	4.9	△ 860,029	△ 8.2
普通建設(単独)	17,389,615	7.9	18,931,985	8.9	△ 1,542,370	△ 8.1
投資的経費	27,056,202	12.3	29,458,601	13.8	△ 2,402,399	△ 8.2
物件費	22,194,959	10.1	22,939,648	10.7	△ 744,689	△ 3.2
維持補修費	2,913,368	1.3	2,908,096	1.4	5,272	0.2
補助費等	8,625,148	3.9	7,723,701	3.6	901,447	11.7
積立金	2,055,821	0.9	1,724,730	0.8	331,091	19.2
投資及び出資金	58,183	0.0	83,031	0.0	△ 24,848	△ 29.9
貸付金	223,000	0.1	220,000	0.1	3,000	1.4
繰出金	24,709,860	11.2	25,335,159	11.8	△ 625,299	△ 2.5
その他の経費	60,780,339	27.5	60,934,365	28.4	△ 154,026	△ 0.3
予備費	120,000	0.1	120,000	0.1	0	0.0
合 計	220,700,000	100.0	214,116,259	100.0	6,583,741	3.1

(注) 平成15年度当初予算は骨格予算だったので、6月補正後の予算額を示す。

(4) 一般会計決算の推移
(歳入)

(単位：千円、%)

年 度		15			14			13			12			11		
区 分		構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率	
自 上 財 源		100,227,188	46.7	△ 3.9	104,213,087	16.9	△ 2.1	106,503,764	46.1	0.9	105,512,416	46.7	△ 2.5	108,256,460	42.7	4.7
市 税		81,930,714	38.1	△ 3.4	81,795,914	38.2	△ 0.5	85,259,752	36.9	0.9	84,511,126	37.1	△ 2.3	86,184,101	34.1	4.1
分 担 金 及 び 負 担 金		2,887,805	1.3	△ 6.2	3,077,506	1.4	0.7	3,057,025	1.3	3.1	2,965,539	1.3	△ 20.5	3,729,126	1.5	1.6
使 用 料 及 び 手 数 料		7,659,589	3.6	0.0	7,657,014	3.4	0.5	7,597,531	3.3	1.3	7,495,945	3.5	7.3	6,955,893	2.7	7.4
財 源 収 入		343,738	0.2	5.7	325,293	0.2	△ 22.6	420,329	0.2	△ 6.8	451,069	0.2	9.2	412,060	0.2	△ 51.6
寄 附 金		105,100	0.0	△ 56.6	242,423	0.1	189.6	89,926	0.0	△ 30.7	129,709	0.1	△ 18.8	159,825	0.1	8.9
繰 入 金		113,462	0.1	599.9	16,212	0.0	△ 98.6	1,127,990	0.5	△ 54.7	2,491,549	1.1	4,630.6	52,118	0.0	4.0
繰 越 金		4,899,960	2.3	△ 6.0	5,210,273	2.3	△ 8.6	5,700,580	2.5	32.7	4,296,637	1.9	△ 38.4	6,976,175	2.8	128.7
諸 収 入 (除 く 収 益 事 業 収 入 ・ 受 託 事 業 収 入)		2,136,520	1.0	△ 3.7	2,218,452	1.0	△ 13.0	2,550,631	1.1	7.7	2,367,842	1.0	0.5	2,355,259	0.9	6.8
収 益 事 業 収 入		150,000	0.1	△ 78.6	700,000	0.3	0.0	700,000	0.3	△ 12.5	800,000	0.4	△ 27.3	1,100,000	0.4	△ 26.7
依 存 財 源		114,572,747	53.3	△ 2.9	118,007,309	53.1	△ 5.3	124,561,619	53.9	3.5	120,364,346	53.3	△ 17.2	145,352,179	57.3	17.9
地 方 譲 与 税		1,748,109	0.8	5.1	1,663,675	0.7	1.5	1,639,826	0.7	1.4	1,616,770	0.7	2.4	1,579,276	0.6	2.8
利 子 割 交 付 金		725,861	0.3	△ 36.0	1,134,672	0.5	△ 73.7	4,310,799	1.9	20.6	3,575,241	1.6	376.9	749,738	0.3	△ 0.4
地 方 消 費 税 交 付 金		6,356,234	3.0	11.2	5,715,374	2.6	△ 12.3	6,514,192	2.8	△ 2.4	6,671,926	3.0	3.1	6,469,630	2.5	△ 5.7
自 動 車 取 得 税 交 付 金		587,870	0.3	2.6	573,141	0.3	△ 13.5	662,365	0.3	△ 6.4	707,279	0.3	3.0	686,811	0.3	△ 4.8
特 別 地 方 消 費 税 交 付 金				皆減	626	0.0	△ 77.9	2,384	0.0	△ 96.8	73,435	0.0	△ 74.9	292,913	0.1	△ 6.8
地 方 特 例 交 付 金		3,254,360	1.5	12.1	2,903,690	1.3	△ 3.5	3,007,516	1.3	△ 2.5	3,083,930	1.4	41.8	2,174,802	0.9	皆増
地 方 交 付 税		37,332,789	17.4	△ 14.7	43,784,014	19.7	0.3	43,644,471	18.9	△ 5.0	45,950,906	20.3	1.8	45,158,037	17.8	8.3
交 通 安 全 交 付 金		165,812	0.1	6.9	155,182	0.1	△ 1.5	157,555	0.1	2.2	154,157	0.1	△ 14.0	179,245	0.1	△ 0.3
国 有 地 方 道 路 交 付 金		5,846	0.0	△ 0.5	5,875	0.0	0.0	5,875	0.0	7.3	5,477	0.0	0.0	5,477	0.0	0.5
国 庫 支 出 金		33,161,426	15.4	1.6	32,633,722	14.7	△ 6.4	34,881,678	15.1	6.8	32,660,537	14.5	△ 19.2	40,434,023	15.9	10.9
県 支 出 金		3,935,495	1.8	△ 3.2	4,063,878	1.8	△ 21.9	5,206,750	2.2	△ 3.0	5,366,750	2.4	25.4	4,278,584	1.7	7.2
受 託 事 業 収 入		185,645	0.1	4.7	177,369	0.1	83.7	96,538	0.0	4.9	92,038	0.0	7.3	85,743	0.0	△ 54.1
市 債		27,113,300	12.6	7.6	25,196,191	11.3	3.1	24,431,700	10.6	19.7	20,405,900	9.0	△ 52.8	43,256,900	17.1	41.5
う ち 臨 時 財 政 対 策 債		10,363,800	4.8	62.4	6,383,300	2.9	127.6	2,804,700	1.2	皆増						
合 計		214,799,935	100.0	△ 3.4	222,250,396	100.0	△ 3.8	231,065,413	100.0	2.3	225,876,762	100.0	△ 10.9	253,608,639	100.0	11.9

※平成15年度は決算見込額

(歳出)

(単位：千円、%)

年 度		15			14			13			12			11		
区 分		構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率	
諸 会 費		1,055,926	0.5	0.8	1,047,614	0.5	△ 2.8	1,077,876	0.5	△ 1.5	1,093,887	0.5	△ 2.0	1,115,822	0.5	0.7
総 務 費		21,510,809	10.2	1.8	21,139,482	9.7	△ 2.0	21,567,246	9.5	△ 0.7	21,720,828	9.9	△ 12.0	24,676,927	9.9	27.7
民 生 費		62,838,082	29.7	3.6	60,681,322	27.9	2.5	59,227,725	26.2	4.8	56,516,233	25.7	△ 13.8	65,588,918	26.3	14.5
衛 生 費		13,231,459	6.3	△ 21.8	16,912,635	7.8	1.2	16,707,563	7.4	2.4	16,320,570	7.4	△ 15.2	19,241,018	7.7	5.4
労 働 費										皆減	3,561	0.0	△ 45.3	6,515	0.0	△ 25.5
農 林 水 産 業 費		3,808,061	1.8	△ 9.2	4,191,900	1.9	△ 5.2	4,423,463	2.0	△ 23.9	5,809,953	2.6	14.3	5,085,138	2.0	5.2
商 工 費		3,600,341	1.7	△ 13.2	4,147,397	1.9	10.8	3,742,197	1.7	△ 8.8	4,102,489	1.9	△ 14.6	4,804,392	1.9	△ 3.3
土 木 費		36,430,418	17.2	1.8	35,776,824	16.5	△ 18.5	43,902,443	19.5	7.0	41,029,736	18.6	△ 6.0	43,667,105	17.5	△ 6.2
消 防 費		6,856,679	3.2	△ 1.9	6,991,950	3.2	△ 0.2	7,004,983	3.1	△ 2.5	7,184,612	3.3	3.6	6,932,502	2.8	2.1
教 育 費		24,232,831	11.5	△ 1.2	24,517,137	11.3	△ 14.8	28,760,255	12.7	8.7	26,448,300	12.0	10.5	23,924,603	9.6	3.0
災 害 復 旧 費							皆減	24,771	0.0	△ 69.2	80,476	0.0	△ 82.6	463,723	0.2	42.0
公 債 費		36,057,831	17.1	△ 10.1	40,108,475	18.5	6.9	37,522,221	16.6	△ 1.6	38,117,737	17.3	△ 26.4	51,788,308	20.8	46.8
諸 支 出 金		1,780,600	0.8	△ 3.0	1,835,700	0.8	△ 4.2	1,916,500	0.8	9.7	1,747,800	0.8	△ 13.5	2,020,030	0.8	14.7
合 計		211,403,037	100.0	△ 2.7	217,350,436	100.0	△ 3.8	225,877,243	100.0	2.6	220,176,182	100.0	△ 11.7	249,312,002	100.0	13.5

※平成15年度は決算見込額

(5) 財政指標（普通会計ベース）

(単位 千円)

年度 区分	11	伸 率	指 数	12	伸 率	指 数	13	伸 率	指 数	14	伸 率	指 数	15	伸 率	指 数
基準財政需要額	114,191,806	2.0	100	115,391,835	1.1	101	114,390,878	△0.9	100	111,430,754	△2.6	98	106,267,417	△4.6	93
基準財政収入額	70,605,874	△1.8	100	71,090,561	0.7	101	72,161,808	1.5	102	68,885,655	△4.5	98	68,187,020	△1.0	97
標準税収入額	93,550,396	△1.8	100	94,196,617	0.7	101	95,616,687	1.5	102	91,248,490	△4.5	98	90,281,797	△1.1	97
標準財政規模	137,076,413	1.3	100	138,540,437	1.1	101	137,761,029	△0.6	100	133,591,188	△3.0	97	126,267,331	△5.5	92
財政力指数	0.638			0.625			0.622			0.622			0.630		
実質収支比率(%)	1.6			1.7			2.5			2.9			2.2		
経常収支比率(%)	85.8			85.9			85.7			85.7			15.6		
公債費比率(%)	22.2			22.5			22.2			21.6			20.0		

(注) 平成15年度は決算見込額を示す。

総務

(1) 市税の税率及び納期

- 62 -

税 目	税 率	納 期 限
	(ウ) 四輪以上のもの 乗用のもの { 営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物用のもの { 営業用 3,000円 自家用 4,000円 (エ) 雪上車 2,400円 3 小型特殊自動車 (フ) 農耕作業用のもの 1,600円 (イ) その他のもの 4,700円 4 二輪の小型自動車 総排気量が250cc超 4,000円	5/1～5/31
市 た ば こ 税	製造タバコ1,000本につき2,977円 (旧3級品の製造タバコは1,000本につき1,412円)	毎月末日
事 業 所 税	(ア) 資産割 事業所床面積 1㎡につき年600円 (イ) 従業者割 従業者給与総額の $\frac{0.25}{100}$	法人 各事業年度終了の日から2ヵ月以内 個人 その年の翌年3月15日
入 湯 税	入湯客1人1日につき 150円	毎月15日まで

(2) 納税義務者の推移

年 度			11	12	13	14	15	
税 目								
市 民 税	個 人 税	普 通	均 等 割 の み	14,546	15,423	16,606	16,939	18,037
		所 得 割 の み	24,234	23,232	22,836	19,717	19,061	
		完 全 納 税 者	84,193	83,819	85,707	80,752	79,190	
		計	122,973	122,474	125,149	117,408	116,288	
		特 別	均 等 割 の み	3,278	3,642	3,697	4,058	4,625
		所 得 割 の み	22,560	22,030	22,842	19,260	19,106	
		完 全 納 税 者	139,947	137,784	136,676	134,495	133,283	
		計	165,785	163,456	163,215	157,813	157,014	
	小 計	288,758	285,930	288,364	275,221	273,302		
	法 人 調 定 件 数	27,741	27,932	27,637	27,668	27,828		
固 定 資 産 税	土 地 及 び 家 屋 償 却 資 産	181,337 (3,966)	183,468 (3,911)	185,498 (4,099)	185,857 (4,091)	187,462 (4,305)		
	小 計	181,337	183,468	185,498	185,857	187,462		
	軽 自 動 車 税	169,668	172,135	174,883	177,986	182,390		
合 計			667,504	669,495	676,382	666,732	670,982	
対 前 年 度	増 加 数	14,152	1,991	6,887	△9,650	4,250		
	伸 率 (%)	102	100	101	99	101		

(注) 償却資産に係る()は土地及び家屋に含む。

(3) 市税収入状況

(単位 千円)

年 度 税 目			14			15		
			調定額	収入額	収入率(%)	調定額	収入額	収入率(%)
市 民 税	個人分	普 通 徴 収	8,796,408	8,158,785	92.8	8,485,333	7,770,779	91.6
		特 別 徴 収	18,579,841	18,544,144	99.8	17,974,898	17,914,349	99.7
		計	27,376,249	26,702,929	97.5	26,460,231	25,685,128	97.1
	法 人 分		8,561,677	8,496,017	99.2	8,538,392	8,471,998	99.2
	小 計		35,937,926	35,197,946	97.9	34,998,623	34,157,126	97.6
固 定 資 産 税	固定資産	土地・家屋・ 償却資産	36,736,551	35,543,466	96.8	35,175,376	34,009,673	96.7
		交 付 金	387,740	387,740	100.0	399,069	399,069	100.0
	小 計		37,124,291	35,931,206	96.8	35,574,445	34,408,742	96.7
軽 自 動 車 税			685,007	658,372	96.1	722,412	692,338	95.8
特 別 土 地 保 有 税			43,055	40,737	94.6	13,618	9	0.1
入 湯 税			20,727	19,519	94.2	20,792	20,365	97.9
事 業 所 税			1,993,526	1,954,336	98.0	1,921,207	1,861,831	96.9
都 市 計 画 税			5,218,740	5,048,876	96.7	5,007,879	4,841,652	96.7
市 た ば こ 税			4,359,368	4,359,312	100.0	4,454,402	4,454,161	100.0
合 計			85,382,640	83,210,304	97.5	82,713,378	80,436,224	97.2
滞 納 繰 越 分			8,860,101	1,585,610	17.9	8,229,889	1,494,490	18.2
総 計			94,242,741	84,795,914	90.0	90,943,267	81,930,714	90.1

(4) 徴収対策の強化推進

① 徴収体制の強化

ア 休日・夜間徴収の実施（税務部各課応援体制による）

休日 12 回、夜間 19 回

イ 休日・夜間納税相談窓口の開設

5 月（夜間 2 回・休日 2 回）、7 月（夜間 2 回・休日 2 回）、12 月（夜間 4 回・休日 2 回）、
延べ 14 日間

② 長期出張徴収の拡大（関東地区に加え福岡、関西地区においても実施）

福岡地区 平成 15 年 8 月 22 日～ 9 月 4 日、職員 2 人派遣

関西地区 平成 15 年 9 月 20 日～10 月 3 日、職員 2 人派遣

関東地区 平成 15 年 10 月 19 日～11 月 1 日、職員 2 人派遣

③ 市役所入札登録申請業者等に係る市税完納+確認の実施

④ 納税 P R の強化

ア 租税教育の推進 学校・公民館等での啓発

イ 各種広報媒体の活用

・熊本市税のリーフレット「なぜ？なぜ！な税」（小学生用）を作成し小学校へ配布

ウ 口座振替ダイレクトメール発送

15 情報化推進

熊本市が地域の特色を生かした活力あるまちづくりを推進するうえで、地域のニーズや市役所内部のニーズに基づく新たな情報化への取り組みが求められている。

来るべき高度情報化社会において、市民の一人ひとりが情報化を有効に活用し、市役所においても効率的で質の高い行政運営を実現するための方策を具体化する必要があることから、熊本市の地域社会全体を視野に置いた総合的な情報化計画の策定に向けて、平成9年7月に情報化基本計画、平成10年3月に情報化実施計画（第1次）を策定し、情報化をあらゆる事業の支援手段として位置づけ、様々なネットワークの形成によって情報化の推進を図っている。

また、IT環境の急速な変化や国から要請される情報化施策等に的確に対応するため、平成15年4月に情報化実施計画（第2次）を策定し、電子自治体の実現に向けた取り組みを進めている。

(1) 熊本市情報化基本計画

ア 計画の基本的事項

① 計画の趣旨

近年の情報化の急激な進展に伴う社会変化に的確に対応するため、行政の情報化を基軸とし、地域社会全体の情報化を計画的・合理的に推進する。

② 計画の性格

熊本市のこれまでの取り組みや国の指針、情報化をめぐる社会的背景等を踏まえ、本市の情報化施策の基本的指針を新たに定め、総合的・体系的に示す。

③ 計画の範囲

熊本市の地域社会全体を視野に置き、市が関わりを持つもののすべてを対象とする。

④ 計画の期間

目標年次：平成18年度とする。（必要に応じ、内容の見直しを行う。）

イ 情報化推進の基本的考え方

① 基本理念 情報化による新たな都市づくりの推進

情報化を有効に活用し、市民を主体とした、中核市ふさわしい新たな都市づくりを推進する。

② 基本目標 新たな都市づくりへの情報化の活用

人間性と機能性に満ちた新たな都市づくりを支援する有効な手段として情報化を活用する。

活発で高度な情報環境の形成

市民の誰もがタイムリーに、手軽に、質の高い情報を受・発信できる環境を形成する。

情報化による行政運営の高度・効率化

行政課題に的確に対応するため、市内部の情報化を推進し、行政運営の高度・効率化を図る。

③ 基本方針 「市民主体のネットワーク社会」の構築

人と人のふれあいを重視した情報化を推進することにより、やすらぎのある環境のもと、市民の誰もが平等に生活、仕事、余暇のさまざまな場面でよこびを実感できる市民主体のネットワーク社会を構築する。

④ 情報化へのアプローチ

市民と地域のニーズ及び行政のニーズに基づき、情報化へのアプローチを行う。

⑤ 情報化推進の留意事項

安全性、公平性、経済性、実効性、効率性を確認する。

ウ 取り組みの基本的方向

① 市民主体のネットワークの形成

ふれあいネットワーク 市民・地域・事業者・行政間のさまざまな交流活動を支援する。

やすらぎネットワーク 市民の安全で快適かつ健康な生活を保証する環境づくりを支援する。

よるこびネットワーク 市民が生きがいとよるこびを実感できる生活や活動を支援する。

② 市内部の情報化

市民サービスの向上や地域の活性化を念頭に置いた行政運営の高度・効率化を図る。

③ 情報環境の整備

情報インフラの整備、情報活用のルールやモラルの確立、人材育成、制度・事務手続き等の見直しなど、情報化を適切に推進するための環境を整備する。

エ 計画の進め方

① 今後の取り組み

- ・具体的な施策を実施計画で定める。
- ・地域の情報化推進のため、ネットワークの形成を図り、市は啓発や支援を行う。
- ・地域の情報化を促進する先導的取り組みとして、市の行政の情報化を推進する。
- ・情報インフラや教育・啓発・研修体制の整備など、情報化を円滑に進める環境を整備する。

② 推進体制の整備

- ・庁内に協議機関を設置し、全庁的な推進体制を整備する。
- ・国や県、他市町村との協力関係の形成はもとより、市民や事業者との協議機関を設置して協力体制を確立し、適切な役割分担を図る。

(2) 熊本市情報化実施計画（第2次）

ア 基本的事項

① 計画の趣旨

I T環境の急速な変化や国から要請される情報化施策等に適確に対応するとともに、本市総合計画への取り組みを情報化の側面から支援するため、本計画を策定する。

② 目標年次

平成18年度（必要に応じた見直し）

イ 情報化の現状と課題

- ・情報化の現状：平成10年度～14年度にかけて、庁内ネットワーク等のインフラ整備、全庁的な情報化推進体制の整備、各種情報システムの整備に取り組む。（情報化実施計画（第1次））
- ・本市の情報化の課題：国からの電子自治体に向けた取り組み要請、窓口サービスの充実、事務効率化の推進等

ウ システム整備計画の策定方針

① 基本的な考え方

- ・市が主体的に整備する情報化（電子市役所）と市民等の主体性を尊重して支援する情報化により、電子自治体を実現する。
- ・重要性、緊急性及び実現性を優先度判断の指標とした事前評価を行って取り組む。
- ・情報システムのユニバーサルデザイン、市民のＩＴ習熟、情報セキュリティの強化へ取り組む。

② 到達目標

電子自治体の実現に向けた「情報化の到達目標」を設定する。

- 目標１ 付加価値の高い行政サービスの提供
- 目標２ 市民と行政のパートナーシップの確立
- 目標３ 市民、事業者のコミュニケーションの促進
- 目標４ 簡素で効率的な行財政システムの構築
- 目標５ 市の情報環境の整備

エ システム整備計画の策定方針

施策（システム）を到達目標ごとに分類して示す。

- 目標１ → 電子申請・届出システム、証明書自動交付機の導入など
- 目標２ → 市民の声情報システム、市電・市バス情報提供システムなど
- 目標３ → ボランティア活動支援システム、市民のＩＴ習熟への取り組みなど
- 目標４ → 文書管理・電子決裁システム、職員情報システムなど
- 目標５ → 総合行政ネットワーク（LGWAN）への参加、情報セキュリティの強化など

オ 情報化推進方策

- ・全庁的な推進体制と局内推進体制のもと、本市情報化の円滑な推進を図る。
- ・全庁的な開発運用体制及び職場単位のきめ細かな支援を行うための情報化インストラクターを中心としたサポート環境を確保する。

（３）庁内ネットワーク整備事業

ア 構築の目的

庁内ネットワークを基盤として様々な情報ネットワークを拡充することにより、インターネット等を活用した情報の提供や収集、各種手続きのオンライン化など、高齢化や市民のニーズの多様化等に対応したサービスの向上及びそれを支える行政運営の更なる高度・効率化を図る。

イ 経緯

- ・平成 10 年度 庁内ネットワーク構築に関する基本調査
- ・平成 11 年度 庁内ネットワーク構築の実施設計
- ・平成 11 年 10 月 第 5 回熊本市情報化推進協議会において、庁内ネットワーク構築の基本的な整備方針を承認
- ・平成 12 年 6 月 地域イントラネット基盤整備事業交付金決定（郵政省）
- ・平成 12 年度 本庁舎等の LAN 整備、システム開発等の実施

- ・平成13年4月 庁内ネットワーク（Cネット）の運用開始
- ・平成13年度 出先施設等のLAN整備
- ・平成14年度 本庁舎（議会棟）のLAN整備
- ・平成15年度 出先施設（小中学校等）のLAN整備

（４）テレトピア推進事業

熊本テレトピア計画は、昭和60年3月、熊本市と益城町で地域指定を受けた。

この計画は、図書館情報ネットワークシステム、熊本市総合行政情報システム、テクノポリス技術情報システム、ヒューマンコミュニティネットワークシステムの4つのシステムで構成されているが、このうち、本市は、熊本市総合行政情報システム及びヒューマンコミュニティネットワークシステム（CATV）で域内情報化を推進している。

ヒューマンコミュニティネットワークシステム

多様な情報を提供できる都市型CATVにより、市民生活の利便性の向上等を図っており、第三セクター熊本ケーブルネットワーク(株)が推進法人である。

（５）IT基礎技能習得等サポート事業

「IT立国」を目指す国の施策として、情報通信技術講習推進特例交付金が創設された。

熊本市でもこれを活用し、平成12～13年度にIT基礎技能講習を実施し、約26,000人の市民への講習を行った。

平成14～15年度は、更に多くの市民のIT基礎技能の向上、情報ボランティアの育成及びIT相談機能の充実を目指し、緊急地域雇用特別交付金を活用して市立公民館等16カ所で講習会等を開催した。15年度受講者等は以下のとおり。

- ・IT基礎等講座 457講座（6,256人受講）
- ・ITリーダー養成講座 32講座（467人受講）
- ・IT相談（花畑別館IT相談コーナー及び、市立公民館等16カ所で実施） 3,357件

平成16年度も緊急地域雇用特別交付金を活用して、同様の事業を展開している。

(6) 総合行政情報システム

ア 熊本市電算システム導入基本方針（昭和59年9月27日策定）

① 導入の目的

コンピューターの持つ、優れた情報処理機能及び高速演算機能をこれらの適用が可能な行政の各分野に有効適切に利用することによって、市民サービスの向上、行政事務の簡素・効率化、行政運営の近代化を図る。

② システムの概要

(7) 本庁と各市民センター等の出先機関を通信回線により結合するオンラインシステムとして運用する。

(i) データベースシステムを基本構造とする。

(ii) 日本語情報処理システムを採用する。

③ 利用の方向

(7) 当面の目標

住民基本台帳及び印鑑登録証明事務の電算化（＝住民記録システム）を中心とする日本語オンラインデータベースシステムの構築

(i) 将来の目標

住民情報オンラインデータベースシステム、内部情報オンラインデータベースシステム、地域情報オンラインデータベースシステム、及びこれらのシステムを有機的に結合することによって機能する計画情報オンラインデータベースシステムにより構成される「熊本市総合行政情報システム」の構築を目指す。

(ii) 運用の基本

電算システムの運用に係るデータ保護については、ハードウェア、ソフトウェアを含む多方面にわたって、実効性の高い所要の措置を講じるとともに、個人情報の外部漏洩等によって、市民のプライバシーが不当に侵害されることのないように十分配慮する。

イ 個人情報の保護・セキュリティ対策

① 運用管理面の対策

「熊本市電子計算組織管理運営要綱」及び「熊本市電子計算処理に係るデータ保護管理要綱」に基づき電子計算組織の運用管理面を充実させることにより、組織の安全性及び信頼性を向上させ個人情報の保護を図る。

② 設備面の対策

電算システム及びデータ保管室等を自然災害（火災、地震等）又はデータへの不正行為（破壊、改ざん等）などのあらゆる危険から物理的に隔離し、もって個人情報の保護を図る。

③ 技術面の対策

電子計算組織の安全性及び信頼性の向上をハードウェア及びソフトウェア両面から確保することにより個人情報の保護を図る。

ウ 電算システム適用業務と開始年度

年 度	区 分	年 度	区 分
昭和60年度	住民記録 交通災害共済 国民健康保険（1次）	平成元年度	財務会計 起債管理 国民健康保険（2次） 乳児医療 老人医療 予算編成
昭和61年度	行政基本 人事（1次） 給与（1次） 国民年金 下水道水洗化貸付金償還 選挙事務 児童手当 学校教育 印鑑登録	平成2年度	土木設計積算 決算統計 合併に伴うシステム移行 （30業務）
昭和62年度	人事（2次） 給与（2次） 軽自動車税 中小企業勤労者福祉共済 下水道使用料 市・県民税 税収納管理 市営住宅管理 貸付統合 法人市民税 固定資産税（1次）	平成3年度	合併に伴うシステム移行 （4業務）
		平成7年度	特別土地保有税 固定資産税（2次） 給与勧告
		平成8年度	母子寡婦福祉資金貸付
		平成10年度	下水道総合（2次）
		平成11年度	介護保険（1次）
		平成12年度	外国人登録 介護保険（2次）
昭和63年度	母子医療事務 保育所管理 老人福祉事務 障害福祉事務 生活保護 下水道受益者負担金	平成13年度	選挙事務（2次）
		平成15年度	市税総合（2次） 保険料収納支援
		平成16年度	市税総合（3次） 戸籍情報総合

エ 開発の状況

平成16年度

- ・市税総合システム（4次）
- ・住居表示証明書発行システム

オ 電算システム機器の構成

(7) 中央処理装置

A系（住民情報系） GS21 400/メモリ10L

B系（内部情報系） GS21 400/メモリ10K

C系（市民課業務バックアップシステム） GS8500F/10H

主（内部）記憶容量

A系 1GB C系 256MB

B系 1GB

(4) 補助（外部）記憶装置

磁気ディスク装置 294GB

※1GB=10億バイト（1バイト=1文字）

磁気テープ装置

4台

カートリッジ式磁気テープ装置

2台（8デッキ）

(5) 入出力装置

本体系フロッピーディスク装置

1台

本体系プリンター装置

5台

ネットワーク系端末装置

487台

端末系プリンター装置

183台

1 6 情報公開・個人情報保護・統計

(1) 情報公開制度

熊本市情報公開条例は、平成10年10月1日に施行され、平成11年10月1日からは、議会が実施機関に加わった。

ア 目 的

本市が保有する文書等を開示（閲覧及び複写）請求する権利について定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に説明する責務（アカウンタビリティ）が全うされるようにし、地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

なお、「知る権利」については、条例前文で明記している。

イ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

ウ 開示請求の対象となる文書等

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等（電磁的媒体を含む）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものは、原則として開示請求の対象としている。

エ 文書等の開示を請求できるもの

市内に住所を有する個人及び法人等のみならず、市内に勤務し、又は在学している者のほか、市政に利害関係を有するもの（当該利害関係に係る情報に限る）も対象としている。

(2) 平成15年度情報公開制度の実施状況（平成15年4月1日～平成16年3月31日）

ア 開示請求件数及びその処理状況

文書等の開示請求の件数及びその処理状況

（単位：件）

開示 請求 件数	処 理 状 況									
	開示 決定	部分 開示 決定	請 求 拒 否 決 定					合 計	取下げ	却 下
			不開示	存否 不回答	不存在	その他	計			
572	225	150	15	1	214	4	234	609	5	0

〔備考〕 1 1件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

2 部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。

3 存否不回答とは、条例第9条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

4 その他とは、条例が適用されない文書等に対する請求等その他の理由により、請求拒否の決定をしたものをいう。

5 却下とは、文書等開示請求書の記載内容に不備があったため補正を依頼したが補正に応じなかったもの、又は開示請求権のないものからの請求について、却下したものをいう。

(3) 個人情報保護制度

熊本市個人情報保護条例が、平成14年4月1日に施行され、電子計算組織で処理される個人情報だけでなく、手作業処理される個人情報も対象とした総合的な個人情報保護制度が開始された。

この制度は、熊本市や熊本市の民間事業者等における個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがある個人の権利利益を、広く保護することを目的とするものであり、本市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、個人情報の本人に開示、訂正などを求める権利を保障している。

ア 個人情報を適正に取り扱うためのルール

収集の制限、利用・提供の制限、適正管理、個人情報取扱事務目録の閲覧など

イ 個人情報の開示、訂正などを求める権利

開示請求、訂正請求、利用停止請求など

ウ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

(4) 平成15年度個人情報保護制度の実施状況（平成15年4月1日～平成16年3月31日）

ア 開示請求件数及びその処理状況

（単位：件）

開示請求件数	処 理 状 況					
	開示決定	一部開示決定	不開示	不存在	存否不回答	取下げ
51	20	10	0	18	0	3

（備考）

- 1 件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
- 一部開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分についての開示の決定をしたものをいう。
- 存否不回答とは、条例第17条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

イ 不服申立ての件数及び処理状況

不服申立て件数			処 理 状 況				
			決定済	裁決済	審議会 審議中	実施機関 で検討中	取下げ
14年度	異議申立て	0	0	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
15年度	異議申立て	1	1	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
合 計		1	1	0	0	0	0

ウ 開示請求者の内訳

開 示 請 求 者 の 区 分	開示請求 件 数
本市の区域内に住所を有する者	411
本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	146
本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者	7
本市の区域内に存する学校に在学する者	0
実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの	8
合 計	572

エ 不服申立ての件数及び処理状況

不服申立て件数			処 理 状 況				
			決定済	裁決済	審査会で 審 議 中	実施機関 で検討中	取下げ
10 年 度	異議申立て	7	7	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
11 年 度	異議申立て	6	2	-	0	0	2
	審査請求	0	-	0	0	0	0
12 年 度	異議申立て	0	0	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
13 年 度	異議申立て	6	2	-	0	0	3
	審査請求	0	-	0	0	0	0
14 年 度	異議申立て	0	1	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
15 年 度	異議申立て	0	0	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
合 計		19	12	0	0	0	5

(注) 不服申立て件数と処理状況の件数が一致しないのは、不服申立ての審査を併合して行ったため。

（５）統 計

ア 指定統計調査の実施

統計法で指定されている各種統計調査を実施する。

（主な指定統計調査）

① 国勢調査（総務省）５年毎

日本に居住するすべての日本人、外国人を対象に人口・世帯・就業構造等の実態を明らかにし、行政施策の基礎資料とする。

② 事業所・企業統計調査（総務省）５年毎

事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本構造を明らかにするとともに、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を作成し、提供する。

③ 住宅・土地統計調査（総務省）５年毎

住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を明らかにして、その状況と推移を地域別に明らかにする。

④ 就業構造統計調査（総務省）５年毎

国民の就業・不就業の実態に関する基本的構造を地域別に明らかにする。

⑤ 工業統計調査（経済産業省）毎年

製造業に属する事業所について、生産要素、生産活動成果などを業種別、地域別に調査して工業の実態を明らかにする。

⑥ 商業統計調査（経済産業省）５年毎

商店を漏れなく調査し、商店分布状況や販売活動の実態及び商店の流通状況を明らかにする。

⑦ 農林業センサス（農水省）５年毎

農林業における生産、就業等に関する基本構造の実態の変化を明らかにする。

⑧ 全国消費実態調査（総務省）５年毎

国民生活の実態について、家計の収支、貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国・地域別世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにする。

⑨ 全国物価統計調査（総務省）５年毎

消費生活において重要な支出の対象となる商品の販売価格及びサービス料金、取り扱い店舗の業態や立地環境など価格決定に関する様々な要素を調査し、店舗間格差、銘柄間格差、地域間格差など価格差の実態を解明する。

⑩ 漁業センサス（農水省）５年毎

漁業の実態を明らかにし統計資料を整備することを目的とする。

イ 統計刊行物の発行

指定統計調査結果を速やかに公表し、諸施策の基本資料とするために各種の統計調査結果報告書を作成し、庁内・庁外に配布する。また、市独自に統計書、市勢要覧等を作成する。

平成15年度からは各種統計調査の結果報告を熊本市ホームページ上で公表している。

（統計調査結果報告書）

① 熊本市の人口（国勢調査結果）

② 熊本市の事業所・企業（事業所・企業統計調査結果報告書）

③ 熊本市の商業（商業統計調査結果報告書）

④ 熊本市の工業（工業統計調査結果報告書）

⑤ 熊本市の農業（農林業センサス結果報告書）

(市独自の統計刊行物)

- ① 熊本市統計書 400部作成
- ② 熊本市勢要覧 1,000部作成
- ③ グラフでみるくまもと 10,000部作成

ウ 統計情報室の運営

本市及び行政機関、その他公共団体及び公共的団体が発行した刊行物で、その内容が統計に関連があるものを収集し、市民及び市職員、他の官公庁職員等に対して閲覧、貸出及び複写に供している。

当資料室は、昭和56年11月の新庁舎落成に伴い開設した。

平成10年度にはパソコンを導入し、統計情報室内にて資料検索を実施。

平成13年2月よりインターネットの熊本市ホームページ中で資料検索システム及び人口統計表の提供を行っている。

平成16年4月より情報プラザへ市刊行物を移管したのを機に、統計情報室と名称を改め、蔵書も各種統計調査結果に関するものを主にしている。

行政資料室利用状況

年 度	利 用 者 数	利 用 冊 数	蔵 書 数
13	823	1,279	15,524
14	813	2,126	16,337
15	719	2,042	17,349

17 総 合 防 災

(1) 地域防災計画

本市は九州中部にあって、梅雨期には多量の降雨があり、主に昭和28年の白川大水害など、洪水被害が繰り返されてきたところである。

このため、本市の地域防災計画は、これらの災害を想定し、同規模の災害に対し、迅速な対応を行うための防災無線の整備などを含めた「予防計画」、被災者に対する援護を行う「応急対策計画」、市民生活安定のための「復旧復興計画」により構成されている。また、平成7年の阪神・淡路大震災の後には、本市に位置する布田川断層帯、立田山断層についての想定被害の調査を行い、その結果に基づき、震災対策の充実を図っている。

さらに、なお一層の防災活動体制の充実のため、毎年、地域防災計画の見直しを行っている。

(2) 防災訓練

風水害、震災への対応訓練として、防災関係機関との連携、ボランティア参加を取り入れた、災害時の被害軽減と被災時の迅速な復旧対応を目的にした総合防災訓練を実施している。

〈平成15年度実績〉

平成15年5月30日 訓練参加者 1,800人

(3) 防災知識の普及・啓発

「自らの身の安全は自らが守る」という防災思想の普及・啓発を図るため、以下の事業を実施している。

ア 総合防災展

8月30日から9月5日の防災週間に合わせ、防災関係機関の協力を得て、パネルや機器の展示を行っている。

〈平成15年度実績〉

8月23日～24日 熊本市動植物園

イ 親子防災教室

夏休みに多発する水難事故やケガを防ぎ、防災意識の向上を図るため、水難救助法や応急手当の講習を行っている。

〈平成15年度実績〉

受講者数 小、中学生と保護者 26組63人

ウ 防災とボランティア展

1月15日から21日の防災とボランティア週間に合わせ、災害時にボランティア活動や自主的な防災活動の普及を行っている。

〈平成15年度実績〉

1月13日～16日 市庁舎1階

1月20日～23日 天明総合支所

1月27日～30日 東部市民センター

(4) 情報の収集伝達

ア 熊本市防災情報システム

坪井川など市内河川の5カ所にCCTV監視カメラ、7カ所に警報局、河川2カ所に水位観測局、金峰山山頂と市庁舎に雨量観測局を設置。同システムにより、そこから得られた気象・雨量・水位の観測情報及び国土交通省・県からの雨量・水位情報・警報などをデジタル回線や無線ネットワークで、降水量などのデータの一元管理を行っている。

また、市各部署、消防署などともネットワークで接続し、各部署からの情報、気象台からの情報をデータベース化し、被害情報をデータとして蓄積するようになっている。

イ 防災行政無線の整備

災害情報の収集伝達を迅速に行うために、車載型61局、携帯型82局の移動系無線を配置している。

ウ 同報無線

洪水、土砂災害、地震、津波等の災害に対して、避難を喚起するなどの緊急情報を住民に伝達するために、各地区向けに屋外局（支局）83カ所に設置している。また、金峰山麓に位置する河内総合支所管内の住宅などに戸別受信機を2,070台配置している。

(5) 防災倉庫の設置

近隣公園9カ所に鉄筋コンクリート造りの防災倉庫を設置するとともに各総合支所や市民センターに備蓄倉庫を設置し、非常食糧18万食、水の缶詰（350ml）3万本、生活物資をはじめ、非常用発電機や簡易トイレなどを備蓄している。

また、災害発生時の飲料水や防火用水に使用するために、防災倉庫と併せて耐震性貯水槽（100トン）を設置している。

防災倉庫・耐震性貯水槽設置箇所

・楠中央公園 ・渡鹿公園 ・錦ヶ丘公園 ・秋津中央公園 ・八王寺中央公園
・蓮台寺公園 ・白川公園 ・平成中央公園 ・池上中央公園

(6) 応援要請等

大規模な災害発生時に、市単独で対応が困難である場合に備え、各自治体や各関係機関との連携を図っている。

ア 災害時相互応援協定

自治体相互の協力に関する協定を締結し、応援を要請することとしている。

応援協定

- ・九州九都市災害時相互応援協定（平成7年12月28日締結）
- ・尼崎市との災害時相互応援協定（平成8年8月1日締結）
- ・福井市との災害時相互応援協定（平成9年11月21日締結）
- ・熊本県11市災害時相互応援協定（平成10年4月15日締結）
- ・中核市との災害時相互応援協定（平成14年8月27日締結）

イ 防災関係機関連絡協議会

自衛隊、警察、九州電力などの防災関係26機関により、平成8年11月に設置した。防災訓練や防災展などの各種行事を通じての連携強化、災害時の迅速な情報収集活動・応急活動などを目的としている。

18 選 挙

(1) 永久選挙人名簿登録者数

(平16.3.2現在)

開票区	投票区	投票所	男	女	計
1	101	熊本市役所校	851	1,039	1,890
	102	慶徳小学校	848	1,144	1,992
	103	五福地域開発センター	1,063	1,475	2,538
	104	一新小学校	2,207	2,795	5,002
	105	一新幼稚園	842	1,152	1,994
	106	上熊本老人憩いの家	730	896	1,626
	107	池田地域コミュニティセンター	1,760	1,783	3,543
	108	池田小学校	1,528	1,713	3,241
	109	京町台保育園	936	1,190	2,126
	110	京陵中学校	1,295	1,654	2,949
	111	壺川小学校	1,772	2,298	4,070
	112	信愛女学院幼稚園	1,044	1,491	2,535
	113	碩台小学校	1,303	1,698	3,001
	114	必由館高校	1,768	2,136	3,904
	115	黒髪小学校	1,383	1,489	2,872
	116	桜山中学校	2,625	2,492	5,117
	117	清水小学校	2,391	2,871	5,262
	118	亀井公民館	1,405	1,658	3,063
	119	高平台小学校	3,549	4,208	7,757
	120	化学及血清療法研究所	1,778	2,002	3,780
	121	八景水谷公民館	1,475	1,771	3,246
	122	城北小学校	2,956	2,192	5,148
	123	清水北老人憩いの家	1,241	1,420	2,661
	124	麻生田小学校	3,070	3,694	6,764
	125	楡木小学校	2,357	2,814	5,171
	126	楠小学校	2,660	2,953	5,613
	127	武蔵小学校	2,427	2,722	5,149
	128	弓削小学校	1,868	2,050	3,918
	129	龍田小学校	3,554	3,867	7,421
	130	宝積寺公民館	1,983	2,221	4,204
	131	白川小学校	1,516	1,939	3,455
	132	鎮西学園	1,182	1,486	2,668
	133	九州学院	1,372	1,892	3,264
	134	大江小学校	1,632	1,771	3,403
	135	菊水学園	1,815	1,885	3,700
	136	託麻原小学校	3,353	3,655	7,008
	137	白山保育園	949	1,237	2,186
	138	白山小学校	2,414	2,803	5,217
	139	出水小学校	2,117	2,713	4,830
	140	出水校区戸井の外集会所	1,493	1,873	3,366
	141	東水前寺公民館	2,271	2,725	4,996
	142	熊本県庁	723	834	1,557
	143	砂取小学校	2,396	3,188	5,584
	144	出水中学校	3,048	3,456	6,504
	145	出水南中学校	1,562	1,918	3,480
	146	江津湖団地第2集会所	1,673	2,181	3,854
	147	画図地域コミュニティセンター	2,395	2,769	5,164
	148	湖東中学校	1,890	2,265	4,155
	149	泉ヶ丘小学校	1,444	1,752	3,196
	150	泉ヶ丘公民館	1,252	1,634	2,886
	151	若葉小学校	2,069	2,509	4,578
	152	東野中学校	2,648	3,082	5,730
	153	秋津第2公民館	1,972	2,225	4,197
	154	桜木小学校	4,023	4,519	8,542
	155	東町小学校	2,345	2,428	4,773
	156	健軍東小学校	2,642	3,089	5,731
	157	健軍小学校	2,654	3,077	5,731
	158	尾ノ上小学校	3,992	4,510	8,502
	159	京塚公民館	1,101	1,335	2,436
	160	帯山中学校	1,929	2,357	4,286
	161	帯山小学校	3,039	3,622	6,661

開票区	投票区	投票所	男	女	計
1	162	帶山校区第6町内公民館	2,125	2,460	4,585
	163	月出小学校	2,921	3,182	6,103
	164	山ノ内小学校	4,060	4,512	8,572
	165	長嶺小学校	3,915	4,409	8,354
	166	さくら幼稚園	2,303	2,584	4,887
	167	託麻南小学校	2,843	3,181	6,024
	168	託麻東小学校	4,544	4,807	9,351
	169	託麻北小学校	2,977	3,181	6,158
	170	託麻市民センター	2,104	2,133	4,237
	171	託麻西小学校	3,267	3,572	6,839
	172	下南部公民館	1,220	1,241	2,461
	173	西原公民館	1,079	1,331	2,410
	174	西原小学校	3,915	4,123	8,038
	175	西里地域コミュニティセンター	1,122	1,273	2,395
	176	五丁保育園	1,315	1,460	2,775
	177	明德体育館	978	1,090	2,068
	178	北部総合支所校	2,739	3,169	5,908
	179	北部東小学校	3,226	3,663	6,889
		小計	166,263	190,988	357,251
2	201	花園小学校	3,119	3,601	6,720
	202	花園公民館	1,706	2,104	3,810
	203	岳林寺	1,678	2,102	3,780
	204	城西小学校	3,059	3,728	6,787
	205	横手保育園	506	643	1,149
	206	春日小学校	1,913	2,190	4,103
	207	春日保育園	683	897	1,580
	208	向山小学校	2,476	2,927	5,403
	209	世安公民館	1,499	1,773	3,272
	210	本荘小学校	1,255	1,693	2,948
	211	春竹小学校	3,076	3,740	6,816
	212	事業内高等職業訓練校	1,956	2,332	4,288
	213	託麻中職業訓練校	4,291	4,775	9,066
	214	田迎南小学校	2,295	2,591	4,886
	215	御幸小学校	3,510	4,090	7,600
	216	川尻小学校	1,740	2,054	3,794
	217	城南中学校	2,331	2,800	5,131
	218	城南小学校	938	1,143	2,081
	219	森下保育園	1,542	1,804	3,346
	220	日吉小学校	1,682	2,018	3,700
	221	日吉東小学校	2,186	2,465	4,651
	222	力合小学校	3,505	4,023	7,528
	223	薄場団地集会所	1,265	1,510	2,775
	224	占町小学校	1,269	1,570	2,839
	225	花陵中学校	2,092	2,730	4,822
	226	白坪小学校	2,372	2,672	5,044
	227	城山小学校	3,423	4,113	7,536
	228	池上小学校	2,294	2,874	5,168
	229	高橋小学校	839	959	1,798
	230	中島地域コミュニティセンター	742	915	1,657
	231	三番公民館	786	895	1,681
	232	小島小学校	1,065	1,247	2,312
	233	有明保育園	285	294	579
	234	松尾東小学校	333	342	675
	235	松尾西小学校	515	587	1,102
	236	松尾北小学校	103	103	206
	237	河内小学校	1,181	1,360	2,541
	238	みかんの里振興センター	777	908	1,685
	239	椎亀公民館	394	466	860
	240	芳野小学校	514	560	1,074
	241	飽田東小学校	2,394	2,776	5,170
	242	飽田南小学校	820	992	1,812
	243	飽田西小学校	1,043	1,205	2,248
	244	中緑小学校	452	542	994
	245	銭塘小学校	949	1,064	2,013
	246	奥古閑小学校	1,455	1,670	3,125
	247	川口小学校	978	1,082	2,060
		小計	75,286	88,929	164,215
	合	計	241,549	279,917	521,466

(2) 市議会議員選挙各種記録の推移

選挙執行年月日 区 分	昭62.4.26	平3.4.21	平7.4.23	平11.4.25	平15.4.27
有 権 者 総 数	384,110	440,958	467,890	489,743	507,341
投 票 者 数	255,361	282,185	270,623	278,909	270,780
投 票 率 (%)	66.48	63.99	57.84	56.95	53.37
立 候 補 者 数	68	74	67	68	63
定 数	52	56	52	52	52
最 高 得 票 数	8,645	7,811	7,701	7,844	8,063
当 選 者 最 低 得 票 数	3,195	3,194	3,641	3,679	3,076
立 候 補 者 最 高 年 齢	73	77	81	85	89
” 最 低 年 齢	29	26	27	29	25

(3) 過去の選挙の投票率

(単位 %)

選挙別 開 票 区	第 1	第 2	全 体
参議院議員通常選挙 (選挙区) (平10.7.12)	55.12	55.97	55.39
熊本県知事選挙 (平12.4.16)	53.08	54.37	53.49
参議院議員補欠選挙 (選挙区) (平12.4.16)	52.25	53.94	52.79
衆議院小選挙区選出議員選挙 第1区 (平15.11.9)	59.13		59.13
衆議院小選挙区選出議員選挙 第2区 (平15.11.9)		56.62	56.62
参議院議員通常選挙 (選挙区) (平13.7.29)	56.43	54.81	55.92
熊本市長選挙 (平14.11.10)	48.56	50.15	49.06
県議会議員一般選挙 (熊本市選挙区) (平15.4.13)	52.43	57.72	54.11
市議会議員一般選挙 (平15.4.27)	51.25	57.93	53.37

(注) 国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

(4) 各種選挙党派別得票状況

選挙別	党派別	区分	自民	民社	公明	共産	新社会党	民主党	保守党	諸派	無所属	計
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数2 (平10.7.12)	総得票数		111,558			30,019		118,323		5,708		265,608
	最高 "		81,394			30,019		118,323		5,708		
	最低 "		30,164			30,019		118,323		5,708		
	得票率(%)		42.00			11.30		44.55		2.15		100
	候補者数		2			1		1		1		5
	総得票数					14,165					249,617	263,782
熊本県知事選挙 (平12.4.16)	最高 "					14,165					134,277	
	最低 "					14,165					115,340	
	得票率(%)					5.37					94.63	100
	候補者数					1					2	3
	総得票数					25,733		108,942			122,440	257,115
	最高 "					25,733		108,942			101,889	
参議院議員補欠選挙 (平12.4.16)	最低 "					25,733		108,942			20,551	
	得票率(%)					10.01		42.37			47.62	100
	候補者数					1		1			2	4
	総得票数		80,111			13,769		111,205				205,085
	最高 "		80,111			13,769		111,205				
	最低 "		80,111			13,769		111,205				
衆議院 小選挙区選挙第1区 定数1 (平15.11.9)	得票率(%)		39.06			6.71		54.22				100
	候補者数		1			1		1				3
	総得票数		41,376			3,839		43,953				89,168
	最高 "		41,376			3,839		43,953				
	最低 "		41,376			3,839		43,953				
	得票率(%)		46.40			4.31		49.29				100
衆議院 小選挙区選挙第2区 定数1 (平15.11.9)	候補者数		1			1		1				3
	総得票数		135,665			17,349	4,277	105,933		8,096		271,320
	最高 "		135,665			17,349	4,277	105,933		8,096		
	最低 "		135,665			17,349	4,277	105,933		8,096		
	得票率(%)		50.00			6.39	1.58	39.04		2.98		100
	候補者数		1			1	1	1		1		5
熊本市長選挙 (平14.11.10)	総得票数										248,880	248,880
	最高 "										132,652	
	最低 "										116,228	
	得票率(%)										100.00	100
	候補者数										2	2
	総得票数		97,104		41,504	13,631		15,079		4,136	100,991	272,445
県議会議員選挙 (熊本市選挙区) 定数18 (平15.4.13)	最高 "		16,378		14,401	13,631		15,079		4,136	21,494	
	最低 "		10,431		13,225	13,631		15,079		4,136	5,507	
	得票率(%)		35.64		15.23	5.00		5.53		1.52	37.07	100
	候補者数		7		3	1		1		1	8	21
	総得票数		75,156	4,713	33,072	11,548		15,097		14,397	113,567	267,550
	最高 "		8,063	4,713	5,121	4,121		5,969		3,955	7,420	
市議会議員選挙 定数52 (平15.4.27)	最低 "		2,825	4,713	4,369	3,603		4,035		1,647	137	
	得票率(%)		28.09	1.76	12.36	4.32		5.64		5.38	42.45	100
	候補者数		15	1	7	3		3		5	29	63

(注) 各選挙の直近のものを記載

国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

按分による小数点以下の得票数は省略

平成10年参議院議員通常選挙における「諸派」は「自由連合」

衆・参議院議員選挙の比例代表選挙については記載なし

平成15年県議会議員選挙における「諸派」は「自由党」

平成15年市議会議員選挙における「諸派」は「プロジェクト：くまもと再生」

1 9 土地開発公社

名 称	熊本市土地開発公社
設立年月日	平成7年11月10日
目 的	熊本市土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うこと等により、地域の秩序ある整備及び市民福祉の増進に寄与することを目的とする。
事 業	次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。 （1）公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地 （2）道路、公園、緑地その他の公共施設及び公用施設の用に供する土地上記の業務に附随する業務を行うこと。
役 員	理 事 長 副市長 常務理事 企画財政局長 理 事 教育長 交通事業管理者 水道事業管理者 総務局長 市民生活局長 健康福祉局長 環境保全局長 経済振興局長 都市整備局長 建設局長 消防局長 監 事 収入役 総務部長 役員の任期は2年、ただし再任をさまたげない。
資本金及び資金	基本財産 20,000千円（市出資金） 運用財産 20,000千円（市出資金） 資金は市の債務保証を得て市中金融機関より借入している。
利 率	年5.0%以内

事業実績

平成15年度事業

（1）公有地取得事業

取得実績なし

（2）公有地売却事業

事業名	執 行 額		備 考
	面 積 (㎡)	金 額 (円)	
教 育 用 地	13,417.76	571,364,659	（仮称）戸島屋外スポーツセンター調整池用地 外2件
公 園 用 地	3,471.19	48,002,622	松尾町梅洞公園用地
合 計	16,888.95	619,367,281	

2 0 土地開発基金

設 置 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため、熊本市土地開発基金を設置する。

基金の額 2,577,571千円（平16.3.31現在）
運用の範囲 基金は上記の目的を達成するために土地を先行取得するほか、熊本市土地開発公社の土地取得事業に貸し付けることができる。（貸付利率 年3%）

2 1 市 庁 舎 概 要

市庁舎は、昭和54年3月に着工、昭和56年11月落成し、22年を経過している。建設にあたっては、建物を新しくするばかりでなく、内容的にも市庁舎はどうあるべきかとの基本理念を踏まえ、住民サービスに直結する窓口部門を集中するなど市民への配慮を行うとともに、環境への負担に配慮しつつ執務環境の向上を目指した。

また、昭和11年に建設された旧熊本地方貯金局である花畑町別館は、地下1階地上4階建ての建物であるが、毎年計画的に補修を行い、耐用年数の延長を図るとともに執務環境を改善しながら利用している。

(1) 建物概要

所 在 地	手取本町1番1号		
敷 地 面 積	10,007.20㎡		
建 築 面 積	5,583.54㎡		
延 面 積	39,709.43㎡（他に駐輪場83.70㎡がある）		
構造・規模	高層棟	鉄骨造	地下2階地上15階建
	議会棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	地上6階建
高 さ	高層棟	軒高62.10m	
	議会棟	軒高26.00m	
工 期	着 工	昭和54年 3月17日	
	竣 工	昭和56年10月31日	
総事業費	112億2,000万円		
財源内訳	基 金	62億5,000万円	
	起 債	47億3,000万円	
	一般財源	2億4,000万円	
事業費内訳	建築工事	65億3,000万円	
	設備その他工事	36億6,000万円	
	委託費	5億6,000万円	
	備品費	4億7,000万円	

(2) 建物の特色・特徴

ア 窓口事務部門の集約化

市民課を中心として窓口部門を1～2階に集中的に配し、その間をエスカレーター2基で結ぶことにより、立体的総合窓口化を図った。

イ 市民ホール、展示ホール等の設置

市民のコミュニティの場、憩いの場としてのスペースを確保するため、市民ホール、展示ホール、展望ロビー等を設置している。

ウ 美術文化の導入

庁舎建物に地域性、芸術性等の文化的潤いを加味するよう努め、地元画家の壁画をはじめ、彫刻、美術、照明、壁掛、美術パネル等の美術装飾を積極的にとり入れた。

エ 熊本城との調和

庁舎前面に位置する熊本城との調和を保つため、庁舎の形状について高層棟は直線的でシンプルなものとする一方、議会棟には和風様式を取り入れている。また、外壁の色調は渋い茶褐色とし、お城の緑と調和を図った。

オ 身体障害者への配慮

身体障害者への配慮として、出入口は全てスロープ式とし自動ドアを取り付けているほか、エレベーターには特別な装置を施しており、専用トイレも8カ所設置している。

また、バリアフリーの観点から障害者にも優しい庁舎を目指し、各種の取り組みを行っている。

カ 防災設備

風水害、火災あるいは地震等に対しては、防潮板やスプリンクラーの取り付け、バルコニーの設置など設計上からも万全を期しており、特に耐震性は阪神・淡路大地震クラスの地震にも耐える建物である。

キ 省エネルギー対策

高層棟の各階にはバルコニーが設置されているため、これが日本家屋の軒庇の効用と同じく太陽直射熱を遮って、外部からの熱負荷を軽減させている。

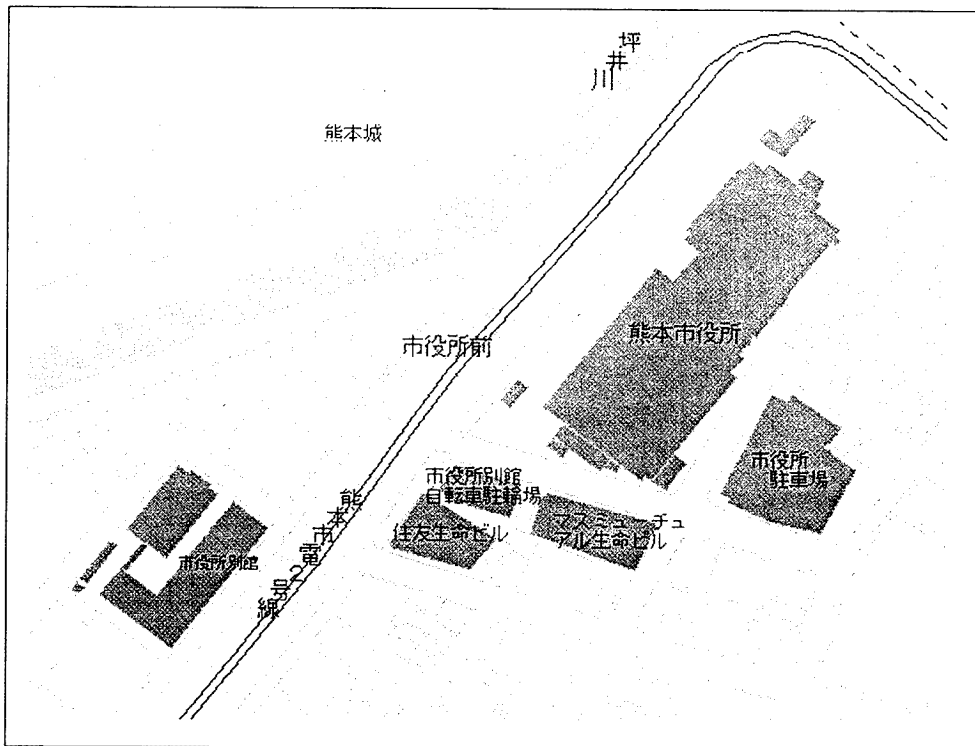
また、窓ガラスは断熱性の高い複層ガラスを用いているほか、外壁については内貼材（スタイロホーム）を使用して断熱効果を高めている。

(3) 熊本市役所駐車場

所 在 地	F通1丁目1番8号				
開 設 年 月	昭和55年4月				
床 面 積	8,054㎡				
収 容 台 数	351台 { 2階 48台 5階 62台 3階 62台 6階 55台 4階 62台 屋階 62台				
駐 車 料 金	区 分			駐 車 料 金	
	1	月曜日から金曜日まで (休日を除く)	午前8時30分から 午後5時30分まで	規則で定める用務先	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円
				確認印がある場合	(2) 前号の時間を超過して駐車するときは、1時間までごとに150円
				規則で定める用務先	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は400円
				確認印がない場合	(2) 前号の時間を超過して駐車するときは、1時間までごとに150円
	2	月曜日から金曜日まで (休日を除く)	午後5時30分から 午後10時まで	規則で定める用務先	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円
				確認印がある場合	(2) 前号の時間を超過して駐車するときは、1時間までごとに150円
				規則で定める用務先	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円
				確認印がない場合	(2) 前号の時間を超過して駐車するときは、1時間までごとに150円
	3	土曜日、日曜日及び 休日	午前8時30分から 午後10時まで	規則で定める用務先	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円
				確認印がある場合	(2) 前号の時間を超過して駐車するときは、1時間までごとに150円
				規則で定める用務先	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円
				確認印がない場合	(2) 前号の時間を超過して駐車するときは、1時間までごとに150円
備考 駐車場の閉鎖時刻までに出席しなかった場合における閉鎖時刻から翌日の開始時刻までの料金は、1時間までごとに150円を別に徴収する。					
営 業 概 要	台 数	371,109台			
(平成15年度)	収 入	70,853,770円			

総務

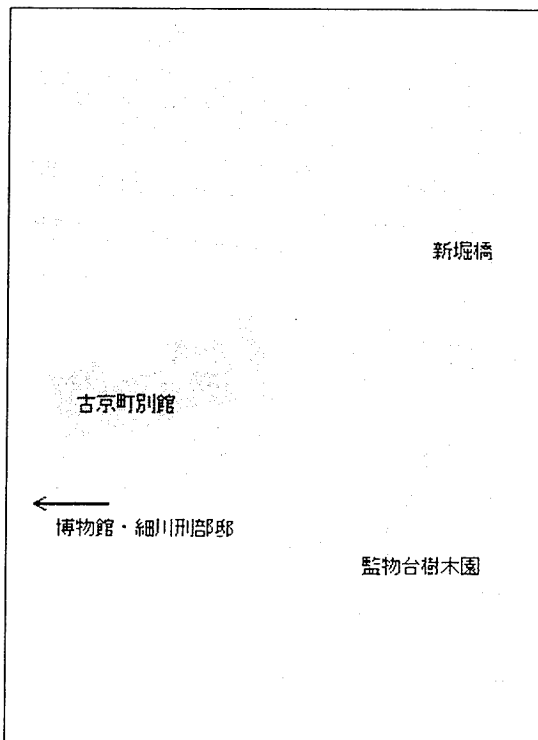
庁舎位置図



花畑別館	
下水道管理課 下水道計画課 下水道建設課	階 4
(仮称) 熊本市歴史文書史料室	3
市街地開発課 河川課 上熊本駅周辺整備室	2

市役所別館	
大会議室	階 8
会議室	7
統計課	6
調達課 車両管理課	5
自転車駐車場	4 3 1

本庁周辺



マスマニューチュアル生命ビル	
教育委員室 施設課	階 7
教育長室 総務課 教育企画課	6
学務課 教職員課 指導課	5
人権教育指導室 健康教育課	4
文化財課 生涯学習課	3
社会体育課	2

産業文化会館	
消費者センター	階 5
金融経営相談課	4

住友生命ビル	
選挙管理委員会事務局	階 3

古京町別館	
人材育成センター	階 2
熊本城総合事務所	1

旧鉄道郵便局	
熊本駅周辺整備事務所	階 2

古京町別館

本 庁 舎

機械室			機械室			階 15
展望ロビー			大ホール			14
人事委員会事務局 人事委員会室 文化振興課 国際交流課 情報システム課分室						13
監査委員室 監査事務局 農業委員会事務局 外部監査人室						12
青少年センター 青少年育成課 用地第二課 用地第一課 用地調整室 工事技術検査室						11
男女共生推進課 生活安全課 交通安全推進室 熊本世界女性スポーツ会議開催準備室 地籍調査課 地域づくり推進課 市民生活局長室						10
公園建設課 公園管理課 都市整備指導課 交通計画課						9
建築指導課 建築審査室 都市計画課 都市整備局長室						8
道路総務課 道路管理課						7
街路課 道路整備課 総務課文書集配 観光物産課						6
住宅建設課 住宅協会 住宅管理課						5
営繕計画課 営繕課 設備課 監理課 建設局長室						4
耕地課 生産流通課 農業経営課 農政企画課						3
水産振興課 商工課 雇用福祉対策室 築城400年熊本城活性化プロジェクト 経済企画課 経済振興局長室						2
指導監査課 浄化対策課 減量美化推進課 事業管理課						1
水保全課 緑保全課 環境企画課 環境保全局長室						地下1
人事課 職員厚生課 管財課						地下2
共済組合事務局 広域行政推進室 地域保健福祉課 健康福祉政策課 健康福祉局長室						
秘書課 市民協働課 副市長室 市長室						
企画財政局長室 企画課 行政経営課 財政課						
市政記者室 広報課 広聴課 総務課(法制室) 総務課 総務局長室						
職員組合 情報企画課 浄書室 情報システム課 第一職員組合 総合防災対策室						
電話交換室 保育課 子育て支援課						
保護第二課 保護第一課 介護保険課 市民税課 納税課 主税課 資産税課 収入役室						
高齢保健福祉課 生活保護申請相談室 喫茶室 人権推進総室 会計室						
障害保健福祉課 福祉総合相談室 国民年金課 国民健康保険課 保険料収納課 市民課						
市政情報プラザ 市民相談室 CDコーナー 水道料金納入所 総合案内 指定金融機関						
CDコーナー 衛生管理室 食堂 時間外出入口 守衛室 防災センター 清掃員詰所 秘書課分室						
運転士控室 美容室 理容室 展示コーナー 時計店 売店 郵便局 公用車集中管理室 公用車駐車場						
機械室 中央監視室						

議会棟

行政棟

